

熊本大学法学会発行

熊本法学 第五十七号（一九八八年九月）抜刷

城にたいする刑事手続点描

——ザクセンシュピーゲルを中心にして——

若曾根 健治

論
説

城にたいする刑事手続点描

—ザクセンシュピーゲルを中心にして—

目次

- 一 はじめ
- 二 ザクセンシュピーゲルにおける城の概念
- 三 城に犯罪者が匿まわれる場合の手続
- 四 城から犯罪者が出没する場合の手続
- 五 城破壊の手続
- 六 城手続関係テクストの成立事情
- 七 むすび

若曾根
健治

オーストリア・ラント法（十三世紀）を主たる素材にいわゆる「ラントにとって有害な人間にたいする手続」に関して小稿を発表して⁽¹⁾、かれこれ十年が過ぎたが、その間、筆者の念頭に去来していたのが、城——これが、中世盛期（十二世紀）以来「盜賊騎士の巣」⁽²⁾たるの趣を呈したということで——にたいする手続の問題であった。その後、コンタンツ中世史研究グループによる成果『ドイツ語圏における城——その法史および国制史上の意義』⁽³⁾全二巻（一九七六）巻頭におけるヘルヴィッヒ・エーブナーの論文「中世國制史の研究問題としての城」に触れて、城をめぐる広大な問題群の存するのを知った。また同書で城手続に関して幾つかの叙述に接したが、同時に当該問題が、未だ正面からは充分に取り扱われていないことも分かった。

エーブナーは「中世の政治はすぐれて城の政治であつた」としているが、この伝でいえば、ひろく、中世の光と影はまた、城の光と影であったともいい得よう。そして「城の影」の最暗部を示すものが、城の破壊であつた。本稿はこうした城の破壊を含め、城にたいする手続について幾つかの側面を、とくにドイツについて、点描してみようとするものである。城をめぐる手続は中世の諸時代および諸領域の法記録ならびに証書の中に多様に出現するが、ここでは、その手続についてある程度詳しく知ることのできる早期史料の一つたる、ザクセンシュピーゲル、とくに、そのラント法 (Ssp.Ldr.) 部分を中心に考察する。⁽⁴⁾

実のところ、オットー・フォン・ツァリンガーの研究に触発されて、城にたいする手続について当初考えていたのは、オーストリア・ラント法、バイエルン・ラント平和令（一二四四年以後）の時代以後、そしてとくに十四世紀の南ドイツについてであり、ザクセンシュピーゲル、およびその領域に関しては、十三世紀時代における一つの事例とし

て極く簡略に取り上げる予定であった。しかし、この法書が当該テーマについて、ある細まつた画像を提供していることが分かり、また当法書が後代諸法書におよほした大きな影響力に鑑み、ひとまずザクセン・シニピーゲルにおける城手続を、独立のテーマとして取り上げることにした。ただ、城手続を、ひろく、城をめぐる国制史全体の問題——この中でも、城を中心とした領域権力の形成問題⁽⁷⁾——に関わらせて考える必要があるとすれば、関係諸証書を充分考察に加えねばならず、ザクセン・シニピーゲルのみを取り上げることにどれほどの意義があるのか、正直いって不安は覚えるものではあるが、本稿をひとつの中間報告としたい。

同法書ラント法における城手続については、右記共同研究『ドイツ語圏における城』所収のハンス・ペッツィ論文「ニーダー・ザクセンにおける城の法史および国制史的意義⁽⁸⁾」が触れているのであるが、そこで簡略に述べられているところのものを、いま少しく系統的に考察しようと思う。ただ、系統的なあまり却って、叙述が *anachronistisch*⁽⁹⁾となるのを虞れるものもある。

なお、現今の形態における『ザクセン・シニピーゲル』——そして、その中で当面対象とするラント法部分——の諸箇条は周知のように、アイケ・フォン・レブゴウ（ほぼ一一八〇—一二九〇—一二三三）の手になるテクスト——第一次ドイツ語テクスト（カール・アウグスト・エックハルトによる一二一四／一二二七年成立。以下同じ）および追加テクスト（一二二四／一二三〇）——の外に、後世に別人の手で付け加えられた追加部分（一二七〇年に到る少し以前）を含む。⁽¹⁰⁾ アイケは序文において、「幾多の人びとが／この書物を増補しようとして／法を曲げはじめ／そしてそれにわたしを引合に出しはしないか」と虞れ、「この書物について不正をはたらき／そしてそれに虚偽を書き加えるような／すべての人びとに／わたしはつきの呪いを送りたい」と警告し、また「神の前に呪われてあれ／だれしも不法を強めたがり／またはこの作品に混ぜものをしたがる者は」と繰り返し注意を喚起した。にもかかわらず、後人によって追加が

論 なやめた。」の間の事情が、これ自体大いな問題である。『やれ』や『本稿にねじて』、追加トクスム——これが「虚偽を書き加え」たものかどうかやめた、あるいは問題となるが——おも考察に加えねばならぬ。ただ、心に断わぬだ」とあれば、以下で引用する諸箇条はすべてアイケに由来するものである。

(二) わゆじめだ、場合によっては、各種のギタヤンショルーゲル絵解れ写本(ハイデルベルク版(1300)・ムンヘデン版(1350)・カッセル版(1370))中の挿絵——筆者が啓蒙書におむねむる、あるが個々の

関係書中に挿入されてもうるものを見出しえたがゆうや——が、観察であるのを、(行説中に織り込む必要が出て来る。⁽¹²⁾) 最後に、ザクセンニアーベルのルーン法(Ssp. Lehrn)部分ゆく僅かではあるが、参照するといふ。

(一) 若曾根謹『トーネントホーネ考——ニイツ中世刑事訴訟法史の一断面——』(服藤・小山編『法と権力の史的考察』(1974) 171頁以下(など)千葉徳夫氏書評『法制史研究』118、111(同上)参照)。

(en) J. Gernhuber, Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichsfriede von 1235 (1952), S. 261 (Anm.122).

(en) H. Elmer, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in: H. Prutz(Hg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung (Vorträge und Forschungen 19), Teil I (1976), S.11-82. など、本書全11種を紹介する。アーノルト・服藤良久「中世の市と都市の権利」『史料』K-116 K (1976) 11111頁以下(同上)、斎藤直治「『ローマ法』における城壁法の現存と點題」『歴史と地理』117(1981) 145-57を参照。

(4) H. Elmer (FN 3), S.11.

(5) A. Coulin, Die Wüstung. Zeitschrift f. vergleichende Rechtswissenschaft, Bd. 32 (1914), S. 419 (Anm. 408, 409).

(6) ハル・チャーチル著『ローマ法と古代の法律』、アーノルト・服藤良久訳、『民法』、『公法』、『私法』、『刑法』、Rechtsentwicklungen in Deutschland, 2. Aufl., 1978, S.20-25 が概観がなわれて、その参考されたる「アーノルト・服藤」

（レ）

（レ）「この点は因して我が國ではハシバカ史・ハシバカ法史よりしてせば、木村尚川は「ハシバカ封建制の成立——十一世纪後半から城主支配層・ベーレ領主支配層の形成——」『法史研究』八（一九五七）以来研究が積み重ねられており、既に明確である。例へば、下野義朗「十一・一二世紀ハシバカにおける政治権力構造——ハシバカ地方の城主支配層（層）」久保田謙編『日本の自由と國家』七（一九六四）井上泰司「中世ハシバカの城主集落」第三・木村・丹波道『歴史的近世の意義』（一九六八）を参照。

（メ） H. Patze, Rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung der Burgen in Niedersachsen, V. u. F. 19 (1976), Teil I S. 518—519.

（ソ） ハシバカの司法権は甚だ多くある。II. Schlosser, Die deutschrechtliche Exegese, in: Die rechtsgeschichtliche Exegese (1972), S. 79ff. 参照。ハシバカが一層多くなる（S. 100ff.）、「ハシバカヤマハシバカニス」 1208§ 1—5（ハシバカ一ノ司法権關係）か「ハシバカニス」ハシバカ法典の法規範を規定する事である。

（タ） K.A.Eckhardt (Hg.), Das Landrecht des Sachsenpiegels (1955), S. 7—9; derselbe (Hg.), Sachsenpiegel.Lehrerecht (1956), S. 130（ハシバカ各種事件の訴訟法が規定されたものである）。「ハシバカヤマハシバカニス」の法規範を規定する事である。G.Theuerkauf, Lex., Speculum, Compendium, 1968, S. 100, Ann. 8 参照。

（チ） ハシバカの司法権は甚だ多くある。ハシバカの法典は「ハシバカニス」 E. Wolf, Eike von Repgow, in: Große Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 4. Aufl., 1963, S. 26—9 参照。G. Kisch, Sachsenpiegel-Bibliographie, ZRG (GA) 90 (1973), S. 75—94 は羅蘭院論などによく「ハシバカニス」の法規範を規定する事である。F. W. Frick, Das Ehrerecht des Sachsenpiegels, 1978; R. Lieberwirth, Eike von Repgow und der Sachsenpiegel, 1982 (ハシバカニス) ZRG (GA) 102, S. 363—4 (D. Münz) 参照； A. Ignor. Über das allgemeine Rechtsdenken Eikes von Repgow, 1984 (ハシバカニス) ZRG (GA) 103, S. 325—8 (R. Lieberwirth) 参照。ハシバカニスの法規範を規定する事である。W. Trusen, Die Rechtspiegel, Bilder aus der Heidelberger Handschrift, eingeleitet und erläutert von L. Freiherrn v. Kunsberg, o.J.; H. Chr. Hirsch, Eike von Repgow, Der Sachsenpiegel (Landrecht), 1936; W. Koschorreck (Hg.), Der Sach-

senspiegel in Bildern, 1976; Justiz in alter Zeit (Bd. VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber), 1984; C.I.Schott (Hg.), Elke von Regow, Sachsen-Spiegel, 1984. たゞ、本文は複数の各編集者等の成書等が、Schott, aaO., S.382, 384 などに記載された各著述者による解説等本は「レーティング」等の国際的な評議会で、久保田謙「サクセス・ルート・ルートルの総説等本」(1)(1)(1)(1)〔法學専門雜誌〕長田(1)・長田(1)・六七(1)(一九四一五九)を参照。40(1)、近村・森山・M.Lets, The Sachsen-Spiegel and its illustrators, Law Quarterly Review 196 (1933), p. 555-574; R.Kötzschke, Die Heimat der mitteldutschen Bilderhandschriften des Sachsen-Spiegels, 1943 が参考概観を提供する。

(12) 本稿は次にSup.I.dr. シュトット Lebur. の諸箇条の引用はあたって、トトバウツ提注(2) はもせだにアヘベニ用本を使い、日本語訳は「シドゼ」久保田謙・石川武・直居博義『サクヤハナ・シドゼ・トトバウツ』(一九七八) を参考して置き用紙し、前述(12)掲載の Hirsch シュトット Schott 本における現代ドイツ語文をも適宜参照した(Schott Q.267 Lebur. シュトット)

II

Ssp.I.dr.3「城」(Burg) はたしか葉せ horch (horze) (城の意味の山や区別されない山の上に立てる hus) や城の城壁等 Ssp.I.dr. の幾つかの規定は「城壁 (dorpe)」・「城門 (steden)」・「護城 (vorsten)」・「土塁 (lant)」・「生地 (lfh)」と併記されてる(II 71 §§ 2, 5; III 8; III 66 § 2; III 78 § 5)。これがいかにもねねび、城が山へと延びて伸びた地位の重要性を窺ふるゝ所である。40(1)、シドゼが、村落や都市の中央位置にある「城 (husw)」・「建物 (gebauw, huw)」(158 2; 120 3 2; 154 3 2; II 5 3 2; II 47 3 3; III 1 § 1 (城の建物 (gebauw)); III 38 § 4; III 40 § 1)、40(2)、シドゼの「城の數」は村落の数の上に纏合される事よりシドゼ(2)。

やがて、城は、III 60 § 3 (Schw.-Sp.Ldr.131(G111, 2))⁽¹²⁾から推測するに、衆人の家屋とは異なつて、未決囚を収容しうる牢獄を備えていたようである。すなわちこの規定によると、国王が初めて或るラントに到来するとき、当該ラントにおして „hove“ めぬふせ „husc“ に捕われていた被疑者はしくて未決囚は、国王、または国王の使者が要求する場合には、国王の面前に召喚されて適法に罪に服せしめられるか、または適法に放免されねばならなかつた。ここには確かに borch の言葉は使われていないが、しかし „hove“ めぬふせ „husc“ が、第一義的には、われわれのいう「城」を意味したいたいが、III 60 § 3 にいじての、バイブルベルク版絵解き写本中の挿絵に見られる、城風の建物図かの明瞭と思われる。

わらに、注意を喚起しておきたいのは、城を「諸侯」と併記する III 8 (Schw.-Sp. Ldr.264 (G216)) が次のように述べていることである。「城および諸侯は、ひとがかれら〔城および諸侯〕にたゞして破り得るべくつよい平和を持つはやがなし、けだし城は、防御施設 (de werte) を備えてこそ」、また諸侯によりて率ひられるべき戦士を有しているかふ、といわれてゐる。しかし「本邦は」やうやせなし (Des'n ist doch nicht)。もしやければ、諸侯にたいして平和を約し、かれら〔諸侯〕に誠実義務を負う者が、かれらにたゞしてその平和を破るなどは、ひとがかれを裁判すべきであるから」と。

ここで、アイケは「城と諸侯の平和」が存在すべきあるものとの命題を立てゝ。いくつ「城の平和」——これは、「諸侯の平和」と結び付いているではあるが——はじめて少し説明を加えておきたい。「城の平和」は確かに一方では、自明のものとはないていなかつた。すなわち II 66 § 1 (Schw.-Sp. 248 (G205, 1))によれば、「古来の平和」場所として「教会堂」「墓地」「村落」「鐵」「水車」「道路」が列挙されたるが、「城」は「古来の平和」が妥当する場所としては平和の対象となつていないのである——されば、III 8 やアイケが「城および諸侯は、ひとがかれらにたいして破

説
かれた平和」に「して定めり」(71章2)の後段によれば、城内、都市内、村落内に住居または宿所を有する者すべては、その場所においては、剣を帯びてはならないとされている。したがて、「都市」「村落」と並び、「城」が平和(これは、「誓約された平和」のこと)の実現する領域のひとつと考えられていて⁽¹⁷⁾。

「これを要するに、城は、いにしへ防備が施され戦士が住むところ、一種の武力集団であり、武力集団によるものもそも平和は存在しないとする当時の通念にたいして、アイケは、都市には「都市の平和」があり、村落には「村落の平和」が存すると同じように、城には「城の平和」があることを説こうとしており、しかもこのような「城の平和」は、城に居住する諸侯と戦士との間に平和が誓約されるにとよんで成立するものとしている。⁽¹⁸⁾ 平和の誓約は、直ぐ後に述べるよう、諸侯と戦士とが主従関係にあつたといふから、この関係の設定に伴つておのずと発生するものと見なされてしまう。このようにして設定された平和を破る」とは、封建関係における誠実義務違反となる。したがってそれは確かに、ひとにはローン法の問題(140を参照)ではあるが、しかし同時に、ラント法に基いて裁判のなされるべき事項でもあり、アイケはこの後者の点を強調しようとしたものと思われる。

さて、「城と諸侯の平和」(III 8)からいって、当面重要なのは、城はもとより、「防御施設を備えている」場所、および「諸侯によつて守られるべき戦士」が居住する場所として觀念されてくる点である。

先ず、防御施設であるが、城は「塔(dore)」「圍壁(muuren)」「柵(blanken)」を有す(Lehnrt.22.7)¹⁹ ものと、III (68) 3 (Schw.-Sp.Ldr.143b (G122.2)) から次のことが推測される。城は、「鍔状胸壁(tinnen)」「騎壁(horswerte)」を持つ。塔は一階、地上二階、計三階より多くの階を備え、圍壁は「男が馬に乗つて届く」以上の高さで建造され得る。⁽¹⁹⁾ ハイデルベルク版絵解き写本の挿絵によると、城壁は騎乗者が差し上げた剣の切先以上の高さで建てら

おもと題

次に、「諸侯（vorsten）」と「職人（de werhaften）」であるが、両者が主従関係にあつたことは多面を要しないやある。¹⁸³ 〔前文〕 78 § 4 (Schw.-Sp. Ldt. 151 b (G 131, 1)) は次のよう述べてゐる。即ち、かのよく分かること。「主君、臣下の親族が」 犯罪のゆえに封地扣留する〔裁判所〕に訴えられることが、臣下はかの「主君を」 主君の城（sines herren hus）の前に、主君は〔臣下を〕 臣下の城（の城）の前に（vor des mannes）。また親族は親族〔の城〕の前に、追跡する（いふなどある）。また、城の「都市」「土地」「生命」 などを供給する。78 § 5 は「こやねの人も、かのの主君および親族および臣下の、セントカレの友人の都市、城、土地および生命を、それらを暴力的に襲う主君および親族および臣下に対する抗して守るのを助けることがやあ、かれら〔襲撃者〕はたらいて戦うことがやあ」と記されている。このよろな戦闘の根拠は石川成氏によれば、正当防衛（主君・臣下間ににおける正当防衛はいよいよ 78 § 6 (Schw.-Sp. 151c (G 31, 2)) を参照）以外に、ヒーリーに求められる。セントカレのよろなヒーリーの事件が主従の間に誓約された平和の違反であれば、それがハム法にしたがつて裁判に付せられる問題であった。

これに関連し留意すべき点を述べておきたい。封建主従間における事件を扱ひたのは、かむりは「かれ〔主君〕の臣下たちの前に（vor seinen mannen）」 設けられた裁判所、すなわち封建裁判所（圖版は 78 § 8 参照）で、他はハム裁判所（gerichte）であるが、主従間の強盗などの犯罪（ungerichtige）の場合にせんべく、ハム裁判所が当該事件を処理したのである。¹⁸⁴ その点にいふ、78 § 3 は次のよう述べてある。「また臣下はかの主君を、主君はかれの臣下を、そして親族はその親族を〔それぞれ〕追ふ得る」 かれ〔臣下〕、主君あることは親族〕が現行犯について呼喚告知をやうやく〔裁判所〕に召喚されるとあは、犯罪のゆえに裁判所の名にござる（van gerichtes halven um ungerichte）〔かねか〕 被捕するのを援助しなれ〕。たゞ、Spp.Lehnr.76 § 2 によると主君が臣下にたらし強盗を犯す人が臣下

説

せやれにひか、あるふせ他のふかなる犯罪 („jewelk ungericht“) 」⁽²¹⁾ にて、其類をラント裁判長 („Landrichter“) の面前に訴えを提起する事もおこなふ。また Lehnur. 76 § 1 によれば、債務問題 („unme scult“) 」⁽²²⁾ でも、主君 (債務者) が「かれ〔主君〕の臣下たるの前」における裁判に応じぬときは、臣下 (債務者) は「〔ラント〕裁判所の前」に訴え得るのである。専門問題とする城については、ラント裁判所が関係した点は、城の建造が「その〔城の所在する〕土地の裁判長の許可 (des Landes richteres oris)」⁽²³⁾ を必要とした (III 66 § 2) こと、このことからも分かること。

いずれにせよ、前述紹介の箇条 (ナウホフ III 78 §§ 4, 5) から、城が封建主従のせねぞれにみて出ぬふね、おたそりにせば主従それぞれの「親族 (de mach)」が居住して、たとへう城の存在形態——これが「封建的城」——が理解できよう。城の上には城臣 („horgere“) の「屋敷 (hof oppe der borch)」があつた (Lehnur. 72 § 9)⁽²⁴⁾。また前述で、III 78 § 4 に言われる主従間の戦闘のひとつたりと/orを想起したが、この点は、III 66 § 1 (Schw.Spl. 143b (G 122, 3)) ——破壊された、あるいは崩壊した城の再建に関する——からも理解できる。あだふる、いはば、裁判長の許可なくして城の再建の可能な場合のひととくとして、「人がしかし城を暴力をもいで破壊する (Brikt men aver en hus wels dichleken)」があげられてゐるが、それがよりの「暴力」とはつて事件 (私戦) を指すものに他ならぬ。Lehnur. 72 § 7 に、城が「犯罪のゆゑに (um gerichte)」に破られる場合以外に、「暴力をもいで (mit gewalt)」壊される場合のふるいと記すとき、そのふるいは一層明らかであらう。

いふしド Ssp.I.dr. における城の観念が、その物的および人的組織の点で、大筋得られたといひや、これが、城にたいする手続的具体的形態の問題に移らねばならない。

いふしド Ssp.I.dr. における城手続としては、ひとは城中に平和破壊者が逃げ込み、匿まわれる場合 (iii)、

この城中からの犯罪者が出没し、城を拠点にして犯罪が行われる場合（四）、最後に、城が裁判によって破壊される場合（五）におけるものがある。それぞれについて、順次節を改めて述べよう。

- (14) なお、石川武「キクセンシヨリケルに付するトヤゲ」『法制史研究』川長（一九八六）四六頁注（41）参照（Jborch は、「一方では、建物と同列に扱われる」）。
- (15) 全く参考までに、こわゆるショウターマンシヨリケル・ラムナ湖（Schw.-Sp.Ldr.）等に見出され、Sp.Ldr.の当該箇条に大筋関係する規定を掲載した。ただし網羅的でない「なお、Deutschenspiegel (Dsp.) が他の諸法書諸箇条の相互比較」右記のGengler原本、ある J. Fickerl, Der Spiegel deutscher Leute, Textabdruck der Tunsbucker Handschrift (1859)に掲載の「裁判を参照」 Schw.-Sp.Ldr. に載る條文は、Der Schwabenspiegel nach einer Handschrift vom Jahr 1287, editio Friedr. Leonhard Anton Führ. v. Lassberg (1840). Editio terza curavit K. A. Eckhardt, 1972 の該条を指す。G. H.Gengler (Hr.), Des Schwabenspiegels Landrechtsbuch, 1875 が示す。なお、Gengler 本の第1条から第一八五条までの日本語訳が、田中周友・上山安敏他「Schwabenspiegel 補註」による『法と政治』八〇一一に掲載されている。
- (16) 地陪譯の「ユマハ中世後期におけるトシール」回『歴史と叙述』（一九八五）一五二一回貢りである。Sp.Ldr. II 66 § 1 に掲載される所、「特別の場所（「永遠の平和 (stetle vrede)」の場所）」については、「特別平和〔=平和領域 (Friedsfläche)〕が何時もトシール〔=「犯罪者によるそぞりに起れば追及者の手出しを免れる自由領域〕〕である」といふが即ちがトシール〔=「特別の平和場所は、「キャラクト教團派の支配者の立場」から「特別平和の対象」に政策的に組み込まれた」〕めのべ把擧れどこと。
- (17) V. Friesz, Das Strafrecht des Sachsenpiegels (1898), S. 119 (Anm.52).
- (18) 金澤則康「独逸古法チャセハ・ラムナーネ」回『法理史講義』（一九七八）二六五頁（「城に対しても特約により平和が認定せらるゝ事なる事無だ」）。
- (2) H. Patze (FN 8), S. 516 (Anm. 4).

- 註
(20) 石川武前注(2)論文、111頁、なお、オリヴィエ・マルタン著・堀 茂訳『フランス法制史概説』(一九八六) 一九八頁
論
参照(「城の増加は、封建的豪族間の私戦の蔓延と直接的な関連を持つ。」)
(21) 石川武前注(4)論文、111頁(注(1117)該当箇所)。やむ」と石川武「モタゼンハ・ヨーロッパ」解説「西洋法制史料選・中世」(一九七八) 111頁(「農地の」封建の身分層は『トーナ法』(土の権利)をもめた)。
(22) 同上、Cl. Schott (FN12), S. 343等、『G „Lantrichtere“ 又 Lehenrichter を解して』
(23) H.Röster/G. Frau, Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte, 1958, Bd. I, S. 149 によれば、Ssp. における城の建立を
めぐる許可・禁止の権利は、当該「城の存する土地の(国王の代理者としての)ヘーネー」に帰属したところ。これにたい
して、H.Paatz (FN 8), S. 516-7にしだがえば、トイケが「その土地の裁判長の許可」と述べるところ、かれが、築城権者
としての国王を頭に置いたのか、それとも、トーナスベルの裁判長を考えていたのかは、Ssp. の記述からは不明とさ
れる。

III

最初に、城中に平和破壊者が匿まわれる場合における、城にたいする手続を見よう。これを定めるのは、Ssp.I.dr. II
72 § 1 (Schw.-Sp. Ldr.253b) やむと、もしくはトーハー、当規定を中心と考察するが、Sp.I.dr. の他の関係諸規定をも
簡略参照)、いれを補ふた。この点は、次節(四)(五) 111.2.1.2.同様である。

トーハー、II 72 § 1 は冒頭、「人が、法に反して、やれかの城に平和破壊者を匿まい、裁判長が叫喚告知をもつてその
前に招かれよ」と述べてある。

先ず、右の「平和破壊者(vredesbrekeren)」111.2.1.2. 同規定後段で、城に潜む「平和破壊者および強盗品(cof)を
探す、裁判長の使者」と記されてゐるが、II 72 § 1 は「平和破壊者」であつて、あいせん強盗を念頭に入れて

「⁽²⁵⁾」のところ見えて——「れにたる」 II 13 § 5 (Schw.-Sp. Ldr.174a (G148, 11)) では、軽罪の対象者として「平和破壊者」が殺人者、強盗あるば強姦犯などいは区別されぬ——。しかし、必ずしも強盗犯に限定され得ること考える必要はないであらう。特別の犯罪者類型としての「平和破壊者」(「特別平和」の対象となつてゐる人(齋藤者・婦人・ニダヤ人)、場所(教会堂・墓地・村落)もしくは施設(鍬・水車場・園田道路) (II 66 § 1)に付して、あらざ「平和犯(vrededage)」(II 66 § 2)における、例えば傷害事件を起した者など)を含めて考へよう。

以上のこと、II 72 § 1 は該規定全体の趣旨からいへば、直後の II 72 § 2 (Schw.-Sp. Ldr.253c (G208))——、「リリヒせ明謹と懲罰のみが詰詰めだつて」(後篇(四)參照)——は關係するべくよりなむべく、前箇条、すなわち II 71 § 4 (Schw.-Sp. Ldr. 253a (G207, 5)), 5 (Schw.-Sp. Ldr. 253b (G207, 6)) は繋がりつねく而性格の規定である(本節後述)。ヤンセンの前諸箇条には強盗犯などの具体的犯罪者は掲げられてはだらう。ヤンセンは「かの平和を破つた者(de den vrede gebroken hevet)」(II 71 § 4)が問題となつてゐただけでなく、しかも、次にII 66 § 1 が「前記 II 71 § 4, 5 に關する諸箇条はあくまでも「平和」(alden vrede)」(II 66 § 1). 「誓約せおた平和(geswarene vrede)」(II 71 § 2) を主題とするものである(後篇(四)參照)。

次に、このやうな「平和破壊者」が城中に匿されねでいるのが見出されるまでの事情は、II 72 § 1 に記載されてゐない。ヤンセン推測するに、むづかしこそ次のやうな経過が考へられる。(一)原告である平和破壊者を裁判所に告訴(訴の定める通りに)、三度召喚手続を踏んだ((犯罪のゆえに訴えられた者にたゞしては、十四夜毎に三回、裁判期日)が定められねばあやゆむ(II 67 § 1))。しかもかかるわがや、被告は第三度目の召喚にたゞしても出頭せず、いふして、かれは地方的拘禁(Verfestung)に處せられぬ(II 67 § 2)。その後原告が、被告が或る城に匿されねでいるのを發見するところよう。恐らくは、されば別に、(二)原告が或る平和破壊者にたいして告訴を提起せんとして、かれを探し求めて

説
論
いた折、かれが或る城に匿まわれてゐるとの疑いを抱くことのやうである。したがつて、この場合に従つて（a）のように既に地方的追放に処せられてゐる者にたいする手続ではなく、全く新規の裁判が起つた。

これら（a）（b）につき考へるに依り、II 72 § 1 に述べられてゐる次のようないふるの理由で原告が叫喚告知をもつて、当該城の存する裁判管区内の裁判長をその城の前にまで招請するといふ事情である。これは、「強盗によつて奪われた物が」と持ち去られたかを知つてゐる者が、かれが裁判長にセシイ随行してゐることを欲するとかが、叫喚告知をもつてかれ〔裁判長〕おひいに招かねばならない」（II 64 § 4）「とかしくる。」のふうにして、城の前に裁判所が設けられる。「裁判長は、あらゆる種類の告訴およびすべての犯罪をかれの裁判管区内で、かれのいるところではどくでも裁判する」とかであつて（II 59 § 1. また I 62 § 10）からである。問題は、裁判長を招請するのに、これが「叫喚告知をもつて（mit geruchte）」なぞれでいる点である。

叫喚告知を伴つた裁判手続は、周知の通り、ザクセン法領域（マクデブルク、ハン、ライプツィヒ、フライペルクなどの諸領域）に広く行われていた。⁽²⁷⁾ 叫喚告知は犯罪について「証人（getuoch）」を持つたためになされる（II 54 § 4）。⁽²⁸⁾ しかし、I 62 § 1 (Selw.-Sp. Ldt. 97a (G79, 1)) に依り、「かれ〔原告〕がしかし、叫喚告知をだしたのならび、それをかれは適法に完遂しなくてはならない。」⁽²⁹⁾ ただし、叫喚告知は訴訟の開始（der klage begin）であるから」と記されている。このように、叫喚告知が訴訟開始を意味するとすれば、右述のように叫喚告知を離れて II 72 § 1 は、次の手続を念頭に置いていると差し当たり考えられる。すなわち、城の面前に設けられた裁判所において、原告が当該城に潜むと思われる被疑者にたいして、初めて訴えを提起する裁判開始手続（上記（b）例）である。

といひや、「叫喚告知でもつて」裁判長が招請されるところから、また、一般的に「現行犯が存在しない場合には、

人は叫喚告知によらずに訴えなくてはならない」（§61 § 5）とされるといふから、§72 § 1 やがてもっぱら現行犯人についする手続のみが問題となつてゐるよう見える。しかし、必ずしもそのように厳格に考える必要はない。現行犯手続にある程度準じた手続——現行犯手続の発展形態——を想定してよ。いのいとは、訴訟開始に到る事実経過から認められる。その際参照されることは、§72 § 1 の直前の二つの規定——§71 § 4 および§71 § 5——である。これらでは、現行犯人として叫喚告知でもつて追跡されて城に逃げ込んだ平和破壊者にたいする手續が述べられている。これは周知のとおり、ハンス・フォールが中世農民の武装権、とくに、ラント平和のための、農民の Gerichtsfolge (初期の Landfolge ことじ)との関連で詳細に論じ、ヨアヒム・ゲルンフーバーがラント平和運動において誕生する「大衆の動員」（ラント平和による、狭〔裁判〕領域概念の克服）の一事例として考察したところのものである。

先ず、原告・追跡者が所属する裁判管区の中に位置する城に逃げ込む平和破壊者にたいして、かれらは叫喚告知をなして当該城の前まで追跡する。このような追跡行は「三日間、各人食糧は自分持ち」で行わねばならない。平和破壊者が別の裁判管区へと逃亡し、しかし未だ、その管区内の村落、都市または城には到達せぬうちば、原告・追跡者は当該管区の「野の上や (oppe deme verde)」かれを捕え、しかも「その土地の住民が来ぬ」前ならば、直ちに連行する」とがである（§71 § 4）⁽³⁾。

次に、他の裁判管区の村落、都市または城に逃げ入った平和破壊者にたいしては、かれらはこの裁判管区において改めて叫喚告知を行ない、当該管区の村長（„burmester”）、村民（„bure”）、騎士（„guden knechte”）——いの最後にいう騎士とは城に住む者であろうか——を集め、いのい、「その土地の住民 (dat volk van deme lande)」にたいして原告・追跡者は、平和破壊者を逮捕・連行し正規の裁判所においてかれにつけ裁判を行なつたる、かれを引き渡すよう要求する。このような要求は、とくに城の場合には、城を追跡者衆が包囲する中で提起されたことであらう。

この際に原告は、かれらに向かい、当該平和破壊者を追跡者の裁判管区から当該裁判管区にまで「現行犯行為の名で (in der hanhabten dat.)」追跡してきた旨を主張し、これを追跡者仲間の「七人でもって (mit seven mannen.)」証明するのである。この証明に成功すると、被追跡者はかれらに引き渡される (§ 71 § 5)。ドレスデン版絵解き写本の挿絵には、嫌がる被疑者が城の一員によって、七人——手槍や手斧を掲げ、城門の前に群がる——に手渡されて、いる図が見られる。なお被疑者の受け取りの際、原告・追跡者は、「かれら [原告・追跡者] がかれ [被疑者] にたいして商法に裁判をしない場合 [のあり得ること] について、その [被疑] 者の人命金 [の額に相当する]だけの保証人を立てる」必要があつた (= 71 § 5)。これを裏からいえば、かれらが保証人を立て得ないとき、あるいは、右述「七人でもって」行なう証明に失敗するときは、当該裁判管区の村長、村民、騎士は、被追跡者を引き渡す義務はないのである。」のことは、被追跡者が逃げ込んだ「他の裁判管区」もしくはその内の「村落または都市または城」がそれぞれ独自の平和領域を形成して、いたことを示している。

以上両規定 (§ 71 §§ 4, 5) では、現行犯人が逃げ込んだ城 (もしくは村落・都市) そのもの、あるいはその居住者の責——犯人を匿さう——を問うようなことは未だ問題となつていてない。この点は、§ 71 §§ 1, 5 の直前の規定 § 71 § 3 (「人は、叫喚告知に応じるときは、武器を帶びてよい。成熟に達している者すべては、かれらが剣を帶び得るかぎり、適法に」、それ「叫喚告知」に応じねばならない⁽³³⁾)) についての、ハイデルベルク版やドレスデン版の絵解き写本中の一挿絵からも分かる。ここには、城の中から叫喚告知を発している者と、この者の呼び掛けに応じて城面前に群がる農民衆——各自手槍・手斧を携える——ことが描かれている。この場合注意すべきは、叫喚告知が城の中から起つて、いる点である。これは、次のような情景を示してはいないであろうか。城内に平和破壊者が逃げ込み、その逮捕のために、城中から城外に向けて叫喚告知が行われ、これに応じて農民衆が武器を手に城前に参集したと。§ 71 § 3 (Schw.-Sp.Idr.

253a ((G207.3.4)) の情景をじのよみに解し得るトすれば、ハリヤバ、平和破壊者が城に匿まわれるトシタヨウダリヒ
ハ未だ起あヤシナムトシル。やのよみな事情は、当規定に統く右述 II 7188.4.5 にむかは御トシカムのヒ駆われ
ルのヤル。II 7188.3.4.5 は、現行犯人にたいする叫喚告知に基いて追跡手続を示してゐる意味では、一連の箇条
ヒシスル。

上記一連の箇条に比べる、II 72§ 1 は、一步進展した事態に關わつてゐる。一步進展した事態とは、現行犯人と
して叫喚告知が發せられて、犯行の直後から繼續して追跡・捜索の対象となつていた者——つまり、現行犯行を示す
何らかの痕跡を身に帯びた者——が、或る城——訴追者の屬する裁判管区内の城であれ、他の城であれ——に到達し、
その際に、城中からは叫喚告知が發せられず、その結果、かれが「法に反して (weder recht)」城内に匿まわれる場合
である。そして、このように「人が法に反して、いずれかの城に平和破壊者を匿ま」ハ („halt“) ハシル場合に、「裁判
長が叫喚告知をもつてその〔城の〕前に招かれる」のは、現行犯人が城に到達した直後においてばかりでなく、城到
達後數日間の後、もしくはある程度の期間の後になつてのこととあつたのである。この点レレスデン版絵解き写本中の
挿絵を見るに、城門前に六人（かれらの後方に裁判長が控えている）が到着した旨を、門番がおそらく城主に前触れよ
うとしてであろう、相当慌てて城門の中に駆け込んでおり——このことは、平和破壊者が城に身を潜めてから既に日
時が経過して、る事情を暗示する——、それと同時に、城守が見張塔から事態を角笛で城全体に知らせてゐる。
これを要するに、II 72§ 1 は、「叫喚告知」による手続を示す点では、前箇条 (II 7188.3.4.5) と一纏まりのものと
いえる。ただ、当箇条は、前箇条の背景となつていていた事態を前提とするが、これがやがて發展し、ハリヤバ、現行
想される新しい事態における城手続を定める。この意味で II 72§ 1 は、現行犯手続の発展形態のひとつが示されて
いるのである。

さて、城の前に設けられた裁判所にあって原告は城中に向かい、平和破壊者にして訴えを提起し、召喚手続をとる。この場合も状況としては、城が包囲される中で手続が進行したものと想われる。告訴提起に応じて、被告が城から出頭すれば、当該裁判所において弁論手続が開始されるが、以上にたゞ一、被告が姿を見せ得ときは、城中に向かい、「法にある (recht ist) ように」かれの引き渡しが求められる。⁽³⁵⁾ いわば「城の上に聞こへぬやつ」なれどはならぬ——」のことは、親告手続 (accusation) の持つ oral な側面を示すものといえようか——。城中から、被告も引き渡されず、かかる弁明もなされぬときは、城中のもの、および城中に住む者すべてが、したがつて、城中に潜むはずの平和破壊者自身も、当該裁判長の裁判管轄領域からの追放⁽³⁶⁾ すなわち「地方的追放」 (II 63 § 2) に処せられる。国王が行なう追放、つまり帝国領域からの追放はともかく、(des koninges achte) さうわれた (I 71; III 34 § 1)。城が帝国アハトにも処され得たことは、既述 (前節 (II) III 60 § 3 の後段から分かる。すなわち、国王がラントに到来し、かれが城の牢に囚われている者を裁判に付すため使者をしてかの者を召喚せんとしたとき、城主が未決囚を国王の面前へと「連れ出す」とを拒み、それについて国王の使者が証人となるなどは、かれら「未決囚」を捕えたすぐの者、なるべく、かれを不法に拘禁している城および人民 (hus und lude) が、直ちにヘンに処せられる。」⁽³⁷⁾ いわゆる、当面問題の地方的追放については、いわば、「[軍艦が] 生命のことを争ひ、強盗のことを以外に科せられなむ (I 68 § 1)。したがつて「皮髪刑 (to hut unde to haren)」 (選文 II 13 § 1; II 28 § 3) が、「淫辱 (wandel)」 (II 26 § 3; II 28 § 1)・「人命金 (wergeld)」 (II 16 § 5; II 40 § 1)・「贖罪金 (bute)」 (II 16 §§ 6, 8) などの刑が科せらる。犯罪には適用されない。これを今問題にして、平和破壊、あくまでも強盗による犯行を、II 13 § 4 (Schw. Sp. Ldr. I 71a (G 18, 3)) はねがれ、「鐵、また木車場、あくまでも教會堂あること墓地」を掠奪する者は車刑に処せられる。それらの場所・施設にさへ、皇帝権力がザクセン地方の騎士たちの同意を得て確認された「古来の平和 (alden vrede)」

が妥当」、かくしてそれは「永続的平和 (stede vrede)」の対象となつていた (II 66 § 1)。右の場所・施設にたいし掠奪をなす者以外についていたが、II 13 § 5 にしたがえば、平和を犯す者 (平和破壊者) および、他の一般に掠奪を行なう者は斬首刑に科せられる。城内のもの、および城内に居住する者——「城主 (huses herre)」又「城臣 (borrere)」(II 72 § 2)——が地方的追放になる所以は、平和破壊もしくは強盗の罪に問われて、その被告を匿まつて、これによつて、かれらが被告と同罪に陥つたことにある。この点について、II 13 § 6 (Schw.-Sp. Ldr. 1745) の「窃盜ある者は強盜品を隠し、あるいはかれらの〔窃盜ある〕は強盜の犯人〕を帮助する者だ、」いわゆる〔隠匿者・帮助者〕がそれにつき断罪されるときだ、「かの者〔犯人〕にたゞすると同様に裁判〔处罚〕されねばならぬ」が参照されよう。

地方的追放に処せられた被告および城主城臣にたいしては、原告はいつでもそれを逮捕することができる (II 10 § 1)。他方城は、逮捕のための搜索、いわば家探しを甘受せねばならなくなる。このようない法的効果を及ぼす地方的追放は、しかし厳格な意味では刑罰とはいはず、未だ裁判手続の過程にあるものである (provisorisch)⁽³⁶⁾。けだし、地方的追放を被つて以後逮捕されるまでは、「地方的追放は、かれ〔被追放者〕がいかに長くその中〕にゐるうとも、かれの法を離う」とはな」 (III 63 § 3) からである。おひこまた、被追放者といえども、「かれが地方的追放に処せられて、じゆどころの裁判管区内でないならば……代弁人になる」と、証言をなす」と、告訴し応訴することができる」 (II 63 § 2) のである。地方的追放は、被処分者をあくまで裁判所に出頭させ、裁判手続に服せしめることに第一義的な目的があつた。いいところなく、当事者訴訟の一面がよくあらわれている。裁判長は、したがつて、「地方的追放 (vestinge) が〔自己〕を元に戻すことを欲する者にたゞしては、」の者の側から所望されじふれども、「裁判所に」出頭するための平和を保証せねばならない」 (II 4 § 1 (Schw.-Sp. Ldr. 108 (G89))) のである。このふれどもして地方的追放から身柄を請け戻した者にたいしては、かれが「三回の裁判集会に出頭するための保証人 (borgen) を立て」た (II

説 481) 後に、訴訟手続が開始される。168§5 (これは、アイケ以後の追加規定) によると、被追放者は「捕えられず裁判所の前に出頭するならば、かれは、あたかもかれが地方的追放に処されなかつたかのように、かれの法に復帰する」。

以上とは異なつて、地方的追放の最中に捕えられるようなことになると、被追放者は裁判所に連行される。111)で、召喚手続・引き渡し手続不服従のかどで処せられた地方的追放 (そして、これとともに、元來の犯行 (平和破壊もしくは強盗、および平和破壊者・強盗品の隠匿救助)) が証人によつて證明される (168§5 (追加規定))、かれらは「生命 (li)」をもつて罪を賠償せねばならない (III 63§3)。その證明とは原告が「自分と/or sevenen (seize seventeen)」行なうものである (166§2)。おそらく、この場合、いわゆる裁判所證明 (Gerichtszeugnis) の證明方法がとられた」とと思われる。地方的追放の存否をめぐる證明が、裁判所證明の典型的な適用例であった (例えば III 88§2 を参照)。⁽³⁷⁾

ところで、城中に住む者が自己自身のみならず、城そのものについても、このような地方的追放を免れるには、原告の求める平和破壊者が城内に匿まわれていない旨を答弁し、しかもこの際、「平和破壊者および強盗品を探す、裁判長の使者六人と原告」とが城中に踏み入るのを許さなければならぬ。ハイデルベルク版繪解き写本の一挿絵を見ると、ここには、六人を背後に從えて原告 (かれは、叫喚告知の行われたことをしめす徵として、抜き身の剣を手にしている) が城の門を潜つており、六人 (この後方に裁判長の姿が見える) は城に踏み入らんとし、手振りでこれを示してゐる。城守が角笛でもつて原告の入城を城全体に告げる図は、城そのものが刑事手続の対象となつてゐることを指してはいなゝであらうか。

なお、六人による證明は、雪冤であれ断罪であれ、原告が證明を行なう場合によく使われる。例えば、平和破壊者を殺害あるいは傷つけた者はこれが現行犯行中もしくは逃亡中に起きたことを六人とともに證明すると責を負わずに

すむ(II 69)。また、「現行犯にゐる間に (mit der hanhaften)」逮捕され、裁判所に梗行された者(166 § 1)⁽³³⁾や、II 「1夜を越えたものとなる以前 (er istovernachtlich werde)」の犯罪のゆえに裁判所の前に訴えられた(ねじらへ裁判所に出頭しなかつた)者(170 § 3)の断罪に、六人による証明手続が起きた。これらの事例から分かるようだ、当該証明手続は現行犯手続に見られた(かむに既述II 71 § 5 参照)。」のようだ、原告を含めた七人による手続が、城にたゞする手続にも適用されていた。II 72 § 1に示されたものが、現行犯手続の発展形態の一例に他ならぬことが、ここから分かる。

「もし、」のよなな七人による城の搜索の結果、被告(平和破壊者)が発見されたとだるべ——「」「強盗呴 (rob)」へ共に見出されるとなるべく、当然の場合は現行犯人と見なされて——原告による断罪証明手続に服する(II 35 (Schw.-Sp. Ldr. 316 (G 267)) や、II 64 § 2)。」のよなには、かの六人が原告へむけに証明者となる。これにたゞし城、やむび城主城臣には、どのような手続が待ち受けていたか。いいかえれば、城に住む者は、当該被告が平和破壊者であるのを知らなかつた旨を弁明し、自身ならびに城の地方的追放を免れ得たか。」これは、城手続そのものにいへば、不明であるが、たゞ、III 23 (Schw.-Sp. Ldr. 137c (G 115, 2)) に次のように述べられているのが参考される。「地方的追放に処せられる者を知りながら (weltene) 宿泊せり、あるいは食事を与える者は、そのゆえに、罰金を支払わねばならぬ。しかし、かれがそなへとは知ひなし」ときは、「かれの潔白 (の眞面目) をもつて、その罰金を免れる」と。なお、これに関するハイデルベルク版絵解き写本の挿絵には、屋内で主人から飲食の饗應を受ける被追放者が、その首を抜き身の劍で貫かれた者として描かれてる。」れにたゞし、帝国へヘトに処せられている者をあらわすには、柄に王冠が嵌められた剣が用いられてる(III 16 § 3 の挿絵参照)。首を貫かれているのは、うまいむなく、被追放者の犯罪が生命刑に当たる」とを示すためである。写本作者の巧みな描出方法の点で興味深い。

- (24) 石川武「サッセハシムーネヌエヌカーネ」『北大法學論集』III-76(1)(一九六七)一一九頁注(3) 諸法箇所を参照。また、V. Friese (FN17), S.110; H. Fehr, Das Wafferecht der Bauern im Mittelalter, ZRG (GA) 35 (1914), S. 181 (Anm. 2) を見よ。

(25) たゞし、石川武前注(24)論文、一七二頁注(23)は次の見解を示す。たゞし、この問題は誤りだ。Schw.-Sp. Ldr. 124 (かみ) 関係箇条をも考察に加える)いがくも44 („oder die vrede brechen“)

(26) これにて 60 - 63 § 1 を参照。リリヤビ 原告が「平和破壊者」にたゞして、「かれ〔平和破壊者〕が、國王の道路の上に、村落の中かのいずれかで、かれ〔原告〕にたいして平和(vrede)を破いた」と訴え、また同時に「かれ〔平和破壊者〕がかれ〔原告〕を傷つけ、そしてかれ〔原告〕が証明し得る暴力をかれ〔原告〕に加えた」と問責している。また、R. His, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, Bd. 1 (1920), S.243 (Anm. 2) を参照。傳記やらむの項は「首ではなく「手」」はねばれ (II 16 § 2) は標榜だぶる。されば平和破壊ヒンド起あひと斬首となるのである。

(27) リリヤビ「叫喚告知」の手続は、Schw.-Sp. Ldr. の関係箇条をせめせを提出せねば。Ssp. Ldr. との相違を示す注意すべき一例である。

(28) 反面で、「叫喚告知に従う者すべしは」かれらが原告および平和破壊者を逮捕し、しかしがれ〔被逮捕者〕しかしうまでもなく平和破壊者の方)が断罪されないとある。かれらがかれを裁判所の前に連れ出すかぎりは、その〔逮捕の〕やうに、いかなる不利益を被るべからずはなら」(III 1 § 2) もわざと云ふ。リリヤビ原告を逮捕するとは、必ずしも明瞭ではないが、何人かが叫喚告知を発し、單にこれに付き従うだけの者——しかし、かれはかれで叫喚告知を起し乍——には真相が常に明らかにならざるればいえない場合があり、ために語つて原告おども逮捕し、後になつてかれに気付くといふようないが、往々にして生じたであらうが、このことと関係してしまつ。

(29) 「叫喚告知は訴訟の開始」とは、162 § 1 の趣旨によれば、一旦叫喚告知が發せられたときには、仮にこれが事件の本来の関係者——被害者側——によつて起つられたものでなくとも、当該事件は必ず裁判所の前にあたるやれなくてはならない。しかるにいふべき。これにたいして、叫喚告知が起つていない事件については、「各人は、かれが欲するかぎり、かれの損害にいかへて沈黙しなむ」(162 § 1) のである。したがに當規定冒頭には、「かかる人も、かれが始めたものでない訴え(lage)ば、されば強制されなど」とあり、マクベルトが、この箇所について参照規定として、マクデブルク＝フレス

トウ法(111K)の「*Eckhardt, Das Landrecht d. Sachsenpiegels*, S. 56 (Anm. 90)」によれば
「*被告者を告発する者を起訴する法*」*裁判官による強制的起訴*の意味である。この意味
の手続が「*神羅訴訟*(inquisitorial system)」*ではない、「被告者訴訟*(accusatory system)」*と謂ひた訴訟*である。
ただ、犯罪の種類によって訴へ凶器がなかりぬるなど、めだる問題の問題である。

- (3) H. Fehr (FN 24), S. 179 (Anm. 1), 181 (Anm. 3, 4), 183 (Anm. 4); J. Gernhuber (FN 2), S. 125 (Anm. 10, 12).
たゞ、トヨーステ、171 § 4 G 「*故意を知らなかった者は前進してたれ*」*止む駕行者*は、*懲罰を科す*
者である。たゞ、スルヒトーベーGは、*和平運動*における「*大衆の神賛*」*織りいふ*せ、HRG Lief. 14 (1976), Sp. 1463
12 E. Kaufmannの註解を参考。

- (31) H. Fehr (FN 24), S. 180 (Anm. 1);
 (32) G. Buchda, Die Dorfgemeinde im Sachsenpiegel, F. u. V. (1964), S. 23 (Anm. 119).
 (33) H. Fehr (FN 24), S. 179 (Anm. 2); J. Gernhuber (FN 2), S. 130 (Anm. 25).
 (34) リヒャルト・ヘンリッヒの著述「*裁判官による強制的起訴*」11. Fehr, Die Grundherr-
schaft im Sachsenpiegel, ZRG (GA) 30 (1909), S. 277 (Anm. 2); derselbe, Die Staatsauffassung Eikes von Kappau,
ZRG (GA) 37 (1916), S. 211, 232 参照。
 (35) A. Esnein (translated by J. Simpson), A History of Continental Criminal Procedure with special reference to
France (1968), p. 6 (no. 5).
 (36) J. W. Planck, Das deutsche Gerichtsverfahren im Mittelalter, Bd. II (1879), S. 296.
 (37) 梅田根鶴流「*母共後期刑事手続*」*母共後期刑事手続*の問題——トヨーステ、ヘトマハ、ヤトーレの問題をもくべ——」
 『熊本法学会』四十九(一九八六)11K11頁。
 (38) ハの規定に相当する Schw. -Sp. Idr. の題名(100(C82))によれば、ハトヨーステ、ヘトマハ、ヤトーレの問題をもくべ
は、現行犯人にたゞする断罪手続だ。次のような形態で一層發展した。やだらぬ、モタヤハ、モーナバ、ハトマハの
うちの屢犯の他に大人の証明者が必要なのは、現行犯の名で捕えられた被告が身に現行犯の痕跡(現行犯痕跡)を被るやう
なことを記憶しており、痕跡を有する場合は原告以外の1名の証明者が充分であった。しかし十四世紀以前、南ドイツ

おじや驚嘆した「かゝりはひいて有害な人間にたいする手続」に見られた原告を含む三名、あるいは七名による宣誓手続（例えど、一四〇一年八月十六日付特權状における帝国都市ティンケルスブニールなどにして、若曾根健治「マイツ中世都市刑事手続における自由の諸相——都市諸文書からの所見——（一）『熊本法學』四十七（一九八六）三四頁以下参照）が、このような『シュヴァーベンショピーゲル』（ラント法）、あるいは『アウクスブルク都市法書』（一一七六）に知られる現行犯手続とのように歴史的に繋がるのかは、刑事手続法の発展、とくに断罪手続の形成をめぐるひとつの大きなテーマである。

四

次に、城中から犯罪者が出没する場合における、城にたいする手続に移らう。これを規定するのは、Ssp. Ldr. II 72 § 2 (Schw.-Sp. Ldr. 253c (G208)) である。これに統べ II 72 § § 3, 4, 5——これが、アイケの後の時代に付加された——も重要である。以上の諸規定が共通に対象としている犯罪は、「強盗 (rob)」である。このことは、当該諸規定に比較的明瞭に述べられており、既述 II 72 § 1 における場合——つまり、「平和破壊者」が中心になっていた——との相違を示している。あるとつの相違は、II 72 § 2 云々では、城外部から城に到来する者ではなく、城本来の構成員に属する者の犯罪が取り扱われてゐることである。これを II 72 § 5 は次のように明白に記している。「或る城から騎り出で (riden) 罪を加え」た「強盗犯たちが城に帰来し、また強盗品がその上、または前に到来するならば、城はその〔強盗〕行為について責がある」。

だが、この II 72 § 5 の場合、城が責を負うのは、盜入た者が「一日と一夜以内に」城に帰来する場合とされており、いわゆるにば、現行犯手続の観念が働いているのが如く見える。これはたゞし、アイケに由來する II 72 § 2

には現行犯人にたゞする手続との關係が殆んど存しない」と云ふ。まだしも、II 71§ 5 及 II 72§ 1 に知れたようだ、先述の「一般人による手続」の趣ある余地はなく、本質的に城主（*markgräfliches*）による「審覈」手續が問題となつてゐるからである。

「やれにせよ、II 72§ 2 云々トヤハ、城をのめにたゞする問題が既判 II 72§ 1 における場合よりゆずるの問題となりやしない。それは、右のような事情に照へして理解で可い。」の如きは、規定の趣旨（*markgräfliche* 背景）から見て、II 72§ 1（*markgräfliche* 因連する一週の規定（II 71§§ 3, 4, 5））又、II 72§ 2（*markgräfliche* 後代の手續なる II 72§§ 3, 4, 5）云々、ある程度分けて考えることがやかるのでばなからうか。⁽³⁾ もやるん、そらだがらレ幅ハド、II 71§§ 4, 5 や II 72§ 1 における城が同時に、盜賊の去來する場所でもあり得た」とを否定するわけではない。

「リハヤ、トイケの手にはなれ II 72§ 2 の前段には、「人が城の責め、ハハ「[城] かひ、ヤシトヤリの上や生じたんじう強盜のかどや間うないば、その城主またはかれの城臣の一人は、[ヤの城] いシテ聖遺物にかけて雪冤〔の御筆〕をなす」とがやかぬ」へ述べられており、」の如き、「ハハ「[城] かひ (dar aD) 城外部に出て起きた強盜のみならず、ハハの上や (dar oppo) 発生したまねにつけもあた城の責が問われて居るのやある。」の如き、城の上で起きた犯罪とは、取りも直さず城内の事件、すなわち「城主」と「城臣」との間、やしきは「城臣」相互間に生じた事件といひとはならない。」れば因連すると思われるが、II 72§ 2 の後段を見ると、」の如きには次のように述べられてゐる。「人がしかし決闘をもつて城を服罪せよと欲するならば、その城主またはかれの城臣はかれの仲間 (sinen genot) にたゞして【同じく決闘をもつて】論議をなせねばならず、やめなづばそれ〔城〕は地方的追放に処せられ、それ〔城〕について裁判が行わねば」。当規定の「仲間」(Stundesgenosse) 云々、論議の「相手方・原告なる人」(すなわち「城」を服罪せよと欲する者) へ解れられ。アラハル、II 72§ 2 後段の趣旨は次の如くとなる。城に所属する者が城

にたいして訴えを提起し、しかもその際、証明方法として決闘を申し出る。「城主またはかれの城臣」は、城「仲間」による告訴にたいして応答・反駁をなす。」のときかれは、証明手続では、原告の当該決闘申し出には同じく決闘でもって応じねばならない。宣誓の手段による雪免は許されない。いいかえれば、決闘を申し出ることで原告は、被告が雪免宣誓を行なうのを阻止しようとするのである。

」のようにして、II 728 の後段は、「(聖遺物にかけての宣誓による) 雪免」——通常例——にたいするに、「決闘」を手段に行なう証明手続——特別例——を定めたものと見ることができる。「雪免」手続——宣誓補助者には言及されていない——についでは、同規定の右述前段の他に、さらにもまた中段にも次のように述べられている。「誰しも自分自身との犯罪〔強盗〕につき訴えられてしる者は、先ずもつて自分自身を雪免せぬかぎり、その城を雪免なし得ない」。それにしても、城の「仲間」が城を訴えるというような事態は、どのように理解すればよいのであらうか。

」ここで想起されるのは、前節(1)で Ssp. Ldr. における城の存在形態を指摘した際に紹介した III 788-4 である。ここに、「犯罪のゆえに叫喚告知をもつて召喚せられるときは、臣下はかれの主君の城の前に、主君は臣下「の城」の前に、また親族は親族「の城」の前に、追跡する」とができる」と述べられていた。われわれは、このところから、親族を含んだ封建主従によって占められていたという城の基本態様——封建的城——を推測した。アイケが II 728-2 前段で「人が城の責を………せ」〔城〕の上で生じたという強盗のかどで問う」と記すとき、かれの念頭にあったのは、主として、このような封建主従〔仲間〕間——この意味では、封建的城の内部の世界——における犯罪事件の訴訟ではなかつたであろうか。この関連で、わひ、「アイケが III 8において「城と諸侯の平和」を指摘していたことも参照されよう。城の上で生起した強盗〔ば、めかしへ〕の「城の平和」を破る行為——これが、同時に諸侯にたいする臣下の誠実義務違反を意味していた——ではなかつたか。

おひこ、いのよう見ることがあるとする、翻つて考へるに、いのじ問題となつてゐるのは、ひとりの城内部の強盗事件をめぐる訴訟に限定されず広く、犯罪事件をめぐつて城と城との間で生じた訴訟をも含んでいるような印象を受ける。そうとすると、争いの当事者も、或る城に所属する封建騎士（城主城臣）と、別の城に所属する騎士となる。一方の騎士による決闘の申し出に他方の騎士が応じないと、後者が属する城は、既述の如く「地方的追放に処せられ、それ〔城〕について裁判が行われる」。ドレスデン版絵解き写本中の挿絵では、城門が開かれ、城を前にした場所（後方に裁判長が控える）で、一人の男が他の男にたいして「決闘をもつて城を服罪させようと欲」し、両者はそれぞれ剣と盾を手にして開つてゐる。この様子を城守が見張塔から角笛で城全体に告げている。ただ、この挿絵ではひとつの城内部の事件が問題となつてゐるよう見える。いずれにせよ、城内部（もしくは城相互間）の事件がラント法による裁判に服せしめられてることは注目すべきであらうし、またそのことは、繰り返すことになるが、「城の平和」を高揚するアイケ・フォン・レブゴウの思想と繋がつてゐるものと思われるのである。

いのじ、アイケ自身は、II 728.2 前段で、「そこの城から」と並んで、「そこの上で」生じた犯罪をも取り上げていた。ただし、この前段では、聖遺物にかけての宣誓のみが述べられている。なお、ドレスデン版絵解き写本では、右述決闘の挿絵の上方に、もう一つの挿絵が掲げられ、ここには、城主が城から出て、裁判長の前で聖遺物に手を置き宣誓を行なつてゐる。城守はその様子を角笛で城員に知らせる。これにたいして、同規定の後段では、右述の通り、証明手続としては決闘が問題となつてゐた。これら前段後段の関係がよく把握できないが、差し当たり前述のように通常例・特殊例の関係で見ておく他はないようである。いずれにせよ、アイケ以後に付加された II 728.3, 4, 5 の諸規定では、城にたいする手続はすぐ、「そこの城から」出て城外部において起きた犯罪——いのじでは強盜——を対象にしてゐるのである。いのじとは、II 728.5 についてはすでに右に紹介したところに明らかであるし

(1)の規定においては後述でも述べた、「誰かが、ある城から (van eneme huse) 暴力を振ったし
しゃかんで訴えられるだいが」 *vum ei*、また § 72 § 4 では、「しかしある人がある城にいて、かれがそいかひ (dar
a) 強盗に遭いたい、訴えだいが」 *dar volden* などである。既述 § 72 § 2 におけると異なりて、城の「仲間」
(騎士) 相互間に行われた決闘が、これも § 72 §§ 3, 4 には知られてない。されば、城の雪冤方法としては、城主
による宣誓のみが問題となつてゐる。

「や」と「城」から出た強盗といへりとて強盗がおこるのを、§ 72 § 2 後段における場合とば異なつて、封建的
城内法の世界における事件ではなく、むしろ、あるらしの封建的城と、当該城の外部の世界——いわば、非封建的
世界——との間に起きたそれと推測されるのである。§ 72 §§ 3, 4, 5 の諸箇条は既述の如く ハックハルト刊本によつ
て一一七〇年ころに作成追加されたものとされる。もし該諸箇条がこの時代の現実をある程度反映しているもの
とすれば、われわれは、アイケの時代を過ぎて一一七〇年に到る時期において「城」の存在それ自体がその外部世界
(村落)・(都市) の平和にとって益々大きな障礙となつていた事情を垣間見ることができることとなる。ただしの
点は当然、Sip. における、アイケ以後の追加テクスト成立史の問題と関わつており、容易には答えられない。

「や」と「城」から、アイケ以後加えられた規定——§ 72 §§ 3, 4, 5——を中心として、「や」と「城」から
城外部において起きた強盗について、城にたいする手続を見ていかたまつ。この手続には、次の二つの場合が認められ
る。

(一) やのやめりが、強盗被疑者の Identität が確定でない場合や、これが假なるのが § 72 § 3 (〔誰か (meu) が、
ある城からの暴力を振るつたし、どうかんで訴えられるだいが〕) である。されば、原告は城の前において、城から出立し
暴力を加え再び城に帰来した特定の城員にたゞして、召喚に応じ裁判所に出頭するよう呼び掛け、被告自身がこれに

従わぬやき（「のとせば、かれは地方的追放に処せられる」となる）は、城主にたいして被告の引き渡しを求める。これに応じて、かれを差し出すならば城主自身は以後、当該裁判に巻き込まれずには済む。城主が被告を引き渡すのが、原告の告訴を城主が引き取つて城について責を問われるはめに陥るのを避けようとする意図からきていた。城主は被告引き渡しのときに、被告にたいして、（e）被疑犯罪について有罪の場合は賠償する（「かれ〔被告〕が債務（he betreue）」）やべり、あゆこせ（a）被疑事件が城とは関わりがない旨弁明する（「かれ〔被告〕がその城を雪免する（dal hys untrede）」）やべり、求める。

バイブルルバウ版絵解説写本の挿絵を参照するに、城主が左の手には鞘におさまったままの剣を握り、右手では被告の左手を掴んで城の門を出て、裁判長にかれを引き渡さんとしている。被告はやや下方を向き、右手の所作でもって城を雪免しようとする。城主が鞘」と剣を持つのは、被告を連行する」と城主が原告にたいし応訴する意思のなことを示すものやあ。したがつて、この図からも分かるように、城主が被告を引き渡せばあれば、当然「自分でそのため応訴」（vore antwarden）なくてはならない。城主がこれを怠つた場合の手続は、当該 72§ 3 には述べられていない。しかし、被告を匿匿帮助するなどで新たに責を問われる」となった城主が、それにわかねらず、裁判手続に応じないというのであるから、おそらく当然、かれ自身、および城は地方的追放に処せられることになるであろう。これにたいして、応訴の後は城主は、次項に紹介する 72§ 4 からも分かる通り、かれ自らが被告に代わつて、宣誓によつて「やの城を雪免する」か、あるいは損害を「償う」か、いずれかをなさねばならない。

(a) やべりやけいせ、強盗被害者の Identität が確定でない場合である。つまり、72§ 4 が定めるように、強盗の被害者は、かれが認めた当該犯罪の被疑者が或る城から出立しており、しかも犯行後その城に帰来している点は知つてゐるので、「誰がそれ〔強盗〕をしたのか、知ひな」（ne wet he nicht we in gedan hevet）場合がある。い

詔のいわば「かれは城そのものにたいして訴えを向けるが、これに応答をなすべく求められでいるのは城主である。」)で参照されるのは、II 72§ 2 中段の既述「誰しも自分自身その犯罪につき訴えられて居る者は、先ずもつて自分自身を雪冤せぬかぎり、その城を雪冤なしえない」である。この規定は必ずしも充分明瞭とはいえないが、その趣旨は、城の責を問おうとする場合は原告は、先ずもつて城主(もしくは城臣の一人)に向けて訴えを提起せねばならないといつてあるようと思われる。したがつて、城主(もしくは城臣の一人)が自己の嫌疑を晴らすいへて始めて、城そのものの雪冤を果たすことがあれば」ととなるのである。

さて城主は原告による告訴提起の日から「六週間以内に応訴」せねばならない。かれがこれを行わない場合の手続は II 72§ 4 には述べられていないが、やはり、裁判手続に不服従の理由でかれは地方的追放に処せられることになる。弁論手続において城主が、原告の提起せる強盗の告訴について当該犯罪は城とは何らの関わりを持たぬ旨を弁明するときには、証明手続において、かれは「かれの宣誓をもつてその城を雪冤する」必要がある。上記の弁明をしないときは城主は「適法に損害を賠償する」のである。但しこの場合、かれが自己に当該犯罪の「教唆および実行につき責のない」(of he radet unde dat unschuldich is)」を陳述し、これを証明する——おそらく宣誓によつて——とあが、賠償の責を免れる。

以上(一)(a)やむつい 強盗被疑者の Identität の有無を基準として手続の経過を指摘したが、II 72§§ 3, 4, 5 のテクストの著者が城にたいする手続の態様で重きを置いていたのは、犯罪被疑者が何びとかが特定できない場合であつたと思われるふしがある。それは、II 72§ 5 前段に、「人びとが或る城から騎り出で(riden)書を加え、一日と一夜以内にハシ」(城)に帰来せよ、また強盗品(rof)がそいの上(opp)にも前(vore)にも齎されなしゃせば、それ〔城〕は、その〔強盗〕行為について責がない」といわれてゐる「人びと(lude)」なる表現である。もひこ

「強盗犯たちが城に帰來」、また強盗品がそいの上、または前に到来するだらば、城はその〔掠奪〕行為について責がある」(II 72 § 5 後段)と見られる「強盗犯たち (robere)」の文體である。

いれら「人が」と・「強盗犯たち」なる表現に示されしる所は、強盗犯がいわば一種の「群盜」¹と称すべき存在形態をとつたものではないであらうか。しかも、かれらが「城」を根拠に——いわば「巢」として——据えよう。II 72 § 5 に関する、ハイデルベルク版絵解説写本の挿絵には、おのの長槍を掲げ鎖帷子で身を固めた三人の騎乗者が今まさに城を出るとしている図、そしてこれらの騎乗者の前にひとりの男が落馬し仰向いて身を地面に横たえている図が描かれてゐる。「三人の騎乗者」の図が示すものは、取りも直さず、犯罪者の集団性であり、落馬者の図はいのうないわば「盜賊騎士団」による犯罪を指し示す。強盗犯のかくの如き存在形態・生活様の下では、ある強盗犯行の責を問おうとする場合に、あくまでも個々の強盗犯人の名を指し、あるいは特定の強盗犯人を擧示して訴えを提起せねばならないとすれば、このことは、裁判手続の進行を極めて困難ならしめるものたることばおのずと理解できよう。そうとすれば、城に抱いた「群盜」全体、そして「城」そのものにたいして告訴が向けられねばならない必然性の存するにじむ、また分かるのである。

アイケ自身の手になる II 72 § 2 頭頭が、既述紹介の如く、「人が、城の責を、そい〔城〕から……生じたという強盜のかどで、問うなれば (Seuldeget men dat hus unne den rof, dat he dar af……gescreu si)」と記し、城そのものにたいする問責を語うのを、既にある程度同様の思想——同規定の前段においては、確かに「やい〔城〕の上や」の文言が挟まつて居るので、それが中心思想となつたのではないか——を表現せんとするものと思われるのである。エックヘルトの原本によれば一一七〇年ころ作成されたところ、かの II 72 §§ 3, 4, 5 いやせ、むしろ、II 72

説 § 2冒頭の趣旨を充分汲み取った細則箇条と位置づけ得るのではなかろうか。

されにしても、「盜賊騎士の暴」としての城にたゞする手続について、かくも詳細な記録を残した〔I 72 §§ 3, 4, 5 (42)〕の作者は、当該テクストを「一体」とのようなところから引き出してきたのであるうか。いたく興味を引く問題である。

総じて、アイケ・フォン・ノアウ自身をめぐる Ssp. 成立史に関しては、かれの名があまりにも著名なために、種々研究が種々重ねられて來ているが、追加諸規定の記録者とそのテクストをめぐる解明は、今後の研究に待たねばならない」といふと解われる。

(39) これにたゞして、石川武前注(14)論文、七二頁注(20)上段は、「[一・七]・一の『平和破壊者』は、前後の条文とのつながりから、單に城塞を拠点にして暴力行為、とりわけ強盗を働いた者という含意が強」ことかねて、II 72 § 1 と II 72 § 2 とほぼ同列に置いている。

(40) 久保正輔他訳前掲書(前注(13))『サッカーハウスナル』1117頁。

(41) 決闘が裁判手続としては「同身分者 (genot)」限り行はれるべきものであった点は、II 63 § 1 の二頭を参照。

(42) K. A. Eckhardt, Das Landrecht des Sachsenpiegels, S. 99 (Ann. 64) は、II 72 § 5 以下で、Constitutio contra incendiarios vom 29. Dez. 1186, c. 14 や後註すぐく指示する。

H

最後に、城の破壊をめぐる手続を見て置かなくてはならぬ。これが定めるのは Ssp. Ldr. III 68 §§ 1, 2 やおり、III 66 § 4 や III 67 また III 78 § 4 などに觸れる。建物の打ち壊しは城の場合の想は、「いかなる種類の犯罪のやえにやれ、人は村の建物を破壊してはならぬ」(III § 1) やれおどらぬ。しかれにせよ、Ssp. Ldr.

が、建造物の破壊について定めるのは、以上の諸規定に尽きて いる。

右の III-§-1 (Schw.-Sp. Ldr. 254 (G209)) における建物の打ち壊し禁止の場合、唯一の例外とされて いるのは当該建物の中で強姦が発生した場合である。すなわち、その冒頭に次のように述べられて いる。「娘あるいは婦人がその「建物」の中で強姦されるか、あるいは強姦されてそこに連れ込まれて いる場合は、この限りではない。それ「建物」について人は裁判をなすべきであり、あるいは人「被告」はそれ「建物」を適法に雪冤す「べきであ」る」と。阿部謹也氏は「家を殺す」場合として、「中世においては犯罪者を出した家は、日本でもヨーロッパでも破却され、焼かれた。家にも人格に相当する靈があると考えられて いたから」と述べて いる。⁽⁴³⁾ ただ Sp. Ldr. における上記諸規定の場合、「焼く」という例は述べられて いない。III-§ の末尾にはさらに「強姦の際に居合せし生きとし生けるもの、それは首を刎ねられるべき」と謳つて いる。ハイデルベルク版絵解き写本の挿絵には、左方には二人の男が長斧で家の外壁を壊して いる図が描かれ、右方には、男が左手で鶏の足を逆さまに持ち、右手の剣でその首を斬り落として いる。男の足もとには、既に首を斬られた犬が横たわって いる。強姦の場合におけるこのような家の破壊、生物の殺害は、刑罰としての意味を持つて いる。犬や鶏が斬首に処せられたのは、強姦犯人の刑が斬首である (II-13§-5) のに準じたものである。

建物や動物にたいするこのような刑罰は、ヴィクトル・フリーゼによると、犯行を目撃して いたにもかかわらず、これら建物や動物がそれを阻止し得なかつた——このことによつてフリーゼはおそらく、建物・動物が犯行に加担する結果となつたとするのであるう——ことによつて いたといふ。⁽⁴⁴⁾ この点は阿部氏の指摘「家にも人格に相当する靈があると考えられていた」に通ずるものがあらうが、しかし他方でフリーゼは、そのような刑罰は犯罪によつて汚された土地の清祓 (Entstihlung des Landes) ——」の「清祓」を、フリーゼは、「予防」や「威嚇」と並んで Sp. Ldr.

説に知られる刑罰目的の一つに数える——を意味していたとも述べており、必ずしも所論は網まりを得ていない。フリーゼのこののような所論にたいして、いじでは立ち入る余裕はないが、いずれにせよ、なぜとくに強姦に限って、強姦犯人の処罰以外に、このような、家を破壊し生物を殺害するという別個の刑罰が行われたのか、さらにまた家破壊は、刑に処せられた犯罪者と共同体との隔絶を表明する一つの付隨的効果として古い時代に一般的に行われていたのが、次第に独立の刑罰と見なされ（都市における家破壊（Hauszerstörung）についてはハンス・ラーニャンがよく指摘するところだ⁽⁴⁷⁾）、その所論はほぼこのような理解に基づくものであろう）。しかるにそれがやがて強姦にのみ限定して科せられるに到つたといふものなのかなは、依然疑問のままである。

さて、城の破壊の問題に移らう。III 68 § 1 (Schw.-Sp. Idr. 144 b (G 123, 3)) 冒頭には、次のようく述べられてゐる。「裁判長は、判決によつて根絶せねば〔べく〕ゐるにないた城または建物 (ene borch oder en buuw, dat mit ordele verdoelt is) にたゞして、先ず〔べく〕手斧で三打、打撃を加えるべきである」。この問題は、「判決によつて」城あるいは建物が破壊されるべきものと宣告されたという点である。このうち建物について、上述の III 1 § 1 における強姦事例で、「それについて人は裁判をなすべきであり、ある人は人〔被告〕はそれを適法に雪冤す〔べきであ〕る」と述べられたのが参照される。すなわち、被告が雪冤に失敗すると、かれのみならず、強姦事件に関わった建物もが有罪の宣告を受け、この結果建物について打ち壊しが命じられるということになり、別段問題はない。これにたいして、問題は城の場合である。因に、ドレスデン版やヴァルフュンヴュッテル版の絵解き写本中の挿絵は、III 68 § 1 がもつばら城を問題としているような印象をとくに強くわれわれに与えるが、そこでは、裁判長が城の家屋に手斧を打ち下ろすのを、城守が見張塔から角笛で城全体に告げている姿が描かれている。

やは、城はどのようにして破壊を宣告されるに到るのか。破壊宣告が、前二節で取り上げた、城にたいする手続に

関係していふことは容易に推測される。むづかのば、Sep. Ldr. において城にたいする手続を示すのは、城の地方的追放や城主の雪冤宣誓を述べる諸規定 (II 72 § 1 および II 72 § 2, 3, 4, 5) 以外は、存しないからである——なお III 78 § 1 (この冒頭は既に前節ににおいて紹介した) の中段下段について後述する——。しかし、城の地方的追放と城の破壊との間の因果関係を直接明文で示す規定はない。プランクは、既述 II 72 § 2 後段 (前節四) の「それ〔城〕は地方的追放に処せられ、それ〔城〕にて裁判が行われる (men vervestet ist und richtet dar over)」に墳り、「地方的追放に処せられた城は取り壊され破壊される」と述べる。⁽⁹⁾ 元来、この「それにて裁判が行われる」 (また本節前述の III 1 § 1 頭にこら「それ〔建物〕にて人は裁判をなすべきであり、ある人は人はそれを適法に雪冤する」)における「裁判」の具体的意味は必ずしもはく分からないのであるが、これをプランクのように城 (また建物) の「処刑」⁽¹⁰⁾ すなわちの「破壊」と解釈であるとすると大変理解し易くなる。ただ、城が地方的追放に処せられることそのものが、通常直ちに城の破壊宣告を招いたわけではない。これが起らぬとすれば、それは、被追放者が追放から「自由」を引かれた者や (II 4 § 1; III 17 § 1) 「人の命を豊かに、しかも心の間に逮捕され裁判手続において原告および六人の証明者によへて („selve sevende“) 判罪され生命が奪われたる (I 66 §§ 2, 3; III 63 § 3. また I 68 § 5 (追加規定) を参照) とき」である。

ただやうひととて、追放と城破壊との関係で指摘しておきたのは、地方的追放に処せられて居る者が引き続いてアパートに処せられる場合があることである。この点については、先ず、III 21 § 1 (Schw.-Sp. Ldr. 137 b (G115, 1)) に、「誰しも、しかし、下級の裁判所において地方的追放に処せられた者は、上級の裁判所において地方的追放に処せられたるようにはならない。かれが正規にそい「上級の裁判所」に持ち込まれないがぎりは」とあるのが参照される。ところや、被地方的追放者が、かれを地方的追放に処した裁判長の下に任意出頭せず、また、被追放者を当該教

説 判長の裁判管区において逮捕され得ないでいるような場合に、原告は「地方的追放の処分が」のような事実上の無効果に陥るのを防ぐために、当該裁判長を通して、上級裁判長、究極には国王に助力を求めることがある。⁽³⁵⁾ こうして、論

「ある裁判長が誰かを地方的追放に処し、そして、かれ「裁判長」の地方的追放をもつて国王のアーバトに持ち込んだとき、かれ〔国王のアーバトに持ち込まれた者〕がアーバトから自己を引き戻すには、かれは六週間〔国王の〕宫廷の後にして〔行かねばならぬ〕」(III 34 § 1 (Schw.-Sp. I.dr. 285 (G 236)))。その後、国王は被追放者に平和を付与し、これに答えて、被追放者は当該裁判長に出頭する」といふが、以上にたいして、被追放者がアーバトから自己を請す戻せうとしないからだ。I 38 § 2 (Schw.-Sp. I.dr. 45 (G 41))によれば、次のようになる。「また1年と一日〔の間に〕帝国アーバトにある者を、人は、判決をもつて権利なきものと宣告し、そしてかれから所有地と封地(egen unde len)を剥奪する」。いれら所有地——りほほ城も含むれば——と封地とは国王に帰属する。このような場合に、城の破壊が起るといふのがあろう。

しかし、むしろ、城の破壊宣告が生じるのが比較的明瞭に述べられているのは、城主の雪冤宣誓との関係においてである。ただ、この場合でもそれが明瞭に記されて居るのは、しままで本稿で主に対象としてきた(ヤレド)、雪冤宣誓に觸れていた) II 72 §§ 2, 3, 4ではなくて(レーヴィング)、されば、城主は雪冤宣誓と損害賠償とを選択やめたが、雪冤宣誓を行わないといふと、直ちに城の破壊宣告が起きたともいえないからである。封建主従間における犯罪事件についての規定たる(そして、一部は既に紹介をした) III 78 § 4 の中段下段であり、そこには次のように述べられて居る。「〔臣下は〕人〔主君たる城主〕がそれ〔城〕を適法に雪冤しなさいとさせ(oh men it mi rechte nicht unterredet)、「仲間の臣下が」やれ〔城〕をおおむねや(breken) るおおかみのことがやめや。ヤレド〔ヤレドもやかれば〕かれの忠誠(sinen trauen) は反して行動するといふことなるべし」。このようにして、城の破壊宣告の根拠を、明文規定の上では、城主が城に

いて雪冤宣誓を行わなく、あるいは雪冤宣誓に失敗し、判決によつて罪に服せしめられるに到つた場合に求める」とができるであらう。

ただ、どのような犯罪について城の破壊宣告が生じるのかは、明らかではない。強盗に関するでは既述から大筋充分想定できるが、その他の具体的な犯罪についてば、*Ssp.Jdr.* が何を述べていなし。⁽⁵⁷⁾

さて次に、城破壊手続そのものに移る。前述紹介の III 68 § 1 は続けて述べる。「〔城の在る〕土地の住民 (dantlde) は、打つことや突き壊すことでそれ「城の破壊」を助けねばならない」。但しこの場合、「人はそれ〔城〕を焼き払うべきではない」。城の「堀や築山は、シャベルでもって平坦」にされる。しかしその外には、「石をも木材をも、またその「城の」上にあるものをも、運び去つてならない」というのは、当該石や木材などは、犯罪に関係した城に本来所屬していったものだからである。したがつて、「ねたたしい」、「や」〔城中〕に強盗によつて持ち込まれたもの」すなわち強盗品は、「何人かがそれを適法に請求するならば、かれはそれをそこの〔城〕から持ち去る」とがであるのである。

城の破壊——これは裁判権者の主宰のもとで行われる——には「〔城の在る〕土地の住民」のみならず、当該「裁判管区内に居住するすべての者」が関わる場合がある。それは、「かれら〔居住民〕が叫喚告知をもつてそれ「城の破壊」に召集されるとき」である (III 68 § 2 (Schw.-Sfp., Ldr. 14th (G123, 3)⁽⁵⁸⁾)。この場合の叫喚告知による召集がどのようなときに起きたのかは、分明ではないが、推測するに、おそらく、旧来の城主や城臣が城破壊作業を妨害したり、作業民にたいし危害を加えるような場合であろう。このような場合には被召集民は「三日間食糧は自分持ちでそれ〔城破壊〕を援助すべきである」。この「三日間食糧自分持ち」の、いわば警察的奉仕は、裁判管区内における現行犯人の追跡の場合 (II 71 § 4) において既に見たところである。なお、この城打ち壊しについては、ハイデルベルク、ドレ

ステン、ヴァルフエンヴァッテル諸版の絵解き写本に、それの挿絵にも、二人の男が長斧でやつて城の煉瓦を取り崩していわ図として、描かれている。

最後に、このセクション「犯罪の訴え」判決をもつて（mit ordelen）破壊された城」を再建するには、裁判長の許可が必要であった（III 66 § 4 (Schw.-Sp. Ldr. 1.3b (G122, 3)))。同趣旨の規定は、Spp.-Lehrn. 72 § 7 にも知られる。

なお、城破壊の問題については、「（の）たゞ（の）規定——III 67 (Schw.-Sp. Ldr. 1.4a (G123, 1, 2))——が存する。それは次のように、〔何人かが、他の者から、かれ〔他の者〕の城を不法に奪い、〔の〕ため〕かの〔城を奪われた〕者が、法にゆるよう」、やのりと〔すなわち城の奪取〕につき〔奪取者にたいし〕訴えを提起する場合に、人〔奪取者〕がその後暴力を用ひてそれ〔城〕をかれ〔被奪取者〕にたゞし抑制するよんだといはば、それ〔城〕について権利を有するかれ〔原告〕がそれ〔城〕を占有しな（unweldlich is）間ば、人〔原告〕せむの城にたいして、人がそれ〔城〕を適法に破壊すべき〔いふになるようだ〕しかなる告訴を提起せん。」の規定のじうといふによれば、城が不法に奪われ被奪取者が訴えを起す場合に、奪取者が城を占拠し続けてくるよんだといはば、原告は城の破壊を求める訴えはこれを提起できない。「ただし」——「」や差し当たつて Schw.-Sp. Ldr. 1.4a の言葉を借りれば——「かれ〔被奪取者〕がかれのもの〔つまり城〕の占有を奪われているかいやある（wan er sin vngewallic ist）」。ではなぜ、原告は、城が不法に奪取されてくるにもかかわらず、城を「占有しない間」は城の破壊を目的とする訴えはこれを提起できなかつたのであるらか。されば分明ではない。

ただ、当該規定の趣旨は、城そのものの破壊を判決によって求めるような訴えは提起できないとするもの——即 III 67 が、判決による城の破壊に関する一連の規定の中の一つたぬいとに注意されたい——であつて、これにたいし、城奪取者の不法（占拠行為）に向けて苦情を申し立てて、奪取者からかれのケウマーン（占有）を判決によって剥奪する

「人間的いかなる告訴が行なはるかやあらへ考へねばならぬ」(ルの城や) II 24 § 1 (Schw.-Sp.-Ldr. 191b (G 164)) 参照)。ルの城や、カナルフンカヨウテル版絵解き写本の挿絵からも明瞭であり、ルの城や、一方では、城に二人の男——ひとりは城壁に立て掛けた梯子を登りつい振り返りて、兜をかぶり剣を両手で構えたもう一方の男に合図をし、もう一人が城に侵入し城を占拠せんとしている。他方では、城主かいの有様を右手で指わし、左手で裁判長を示し、告訴を提起している図が描かれてゐる。

(43) 『宣誓書』『激光のなかの争辯』(一九八六) 一五〇頁。

(44) V. Friese (FN 17), S. 272 (Ann. 16, 17), および R. His (FN 26), Bd. I, S. 425 (Ann. 4);

(45) ルの城や観念圖面(ルの城や、中田薦「古法と銀鏡」(同『法制史論集』III 6号(一九四三)) 11111頁以下を参照)、「國土民衆の清祓」=「犯罪をばつて接觸に依て他に感染する病源の如き有形的穢なりと考へたる諸民族が、犯罪の結果は独り犯人自身を汚がすのみならず、亦罪惡の行はれたる國土民衆全体を穢がすに至ると信じたるは当然の理と云ふべし。是に於てか彼等は犯罪の行はれたる國土民衆も亦、或場合には清祓を要すとなす」。

(46) V. Friese (FN 17), S. 146 (Ann. 49n).

(47) H. Planitz, Kaufmannsgilde u. städtische Eidgenossenschaft in niederrhänischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert, ZRG (GA) 60, (1940) S. 82-87.

(48) ルの城や III 68 § 1 G 「誓めなせ難禁」 ルの城や 「難禁」 ルの城や 「難禁」 (Lehr. 72 § 9) (注記11参照) あら解りべし。

(49) J. W. Planck (FN 36), II, S. 309.

(50) J. W. Planck (FN 36), II, S. 303 (Nr.c).

(51) E. Mayer, Deutsche und französische Verfassungsgeschichte, I (1899), S. 206 (Ann. 31), 207 (Ann. 32) あら解りべし。

一般に「家の廢棄」は一方で重罪にひこて、他方では裁判不服従の場合に起きた。重罪の諸例は A. Coulon (FN 5), S. 414ff. が謀殺がく始む、窃盜、強盗、放火、平和破壊、大逆、貨幣偽造、犯人隠匿、營業・建築警察規則違反など釋義掲載。

(52) H. Rehm (PN 24), S. 181 mit Ann. 5.

(53) 石川 武前注 (24) 論文 1115頁 (注 (64) (65)) 参照。

六

今から四〇年以上も前になるが、エリッヒ・モリトールは『サウディー財团法制度誌』に「チャセンシュヨーゲルの思考過程——その成立への寄与——」なる一論稿を発表した。この中でかれは、Ssp. の原初テクスト（アイケに由来する諸箇条）を幾つかのグループに分け、この一つとしての「ナント平和グループ」は、II 66から III 3までの諸規定を括った。われわれが前三節で取り扱ってきた城手続に關係した諸箇条の主要なるのは、これに含まれてゐる。

Ssp.Ldr. のアイケに由来する諸箇条についてモリトールが提起したグループ分けにたゞしては、かれと同じように当該諸箇条の中にアイケにおけるある種の「体系 (System)」を認めようとするトイアーカウフが、別の觀点からの分類方法を提示して批判を行なつてゐる——城にたいする手続に關し本稿で問題とした諸規定についていえば、かれは、II 66から III 41までを、刑事手続法に重点をおいた裁判法のグループとして、一つに纏めてゐる⁽⁵³⁾。ただし、トイアーカウフも、II 66号 1から II 72までの諸箇条は、ラント平和令において取り扱われている諸事項によつて占められており、やむなし、III 1-2号シント平和法と密接な関係を有し、そこでは平和の対象となる人、場所、時間が定められ、また、平和破壊者にたいする手続が規定されてゐる、と考える。この点では、モリトールとの間に見解の上で大きな隔たりは存しない。

やるや、ゴトやは本稿最後の問題とする、リュコムールの所論を中心とし、城手続に關係した諸規定の成立事情と
レーダムをお探つてみた。

モレ || 66から III 3 もやの諸規定の由来についてヤコブ・ルートヴィヒが次の通り指摘する。 II 71 § 1 を除く II 67から II 71 §§ 3, 4 もや、バーナム (聖母) のヨハネ・ラムスヘル・平和令 (1111年9月1日) その後の諸摘要、やなわら c.14, 8 (Treuga Heinrici vom Juli 1224, c.8), 20, 11 (Treuga Heinrici, c.12), 15 号から 21 までがねの類。また II 66 § 1 は
前略書記の c. 1, 2, 3 (Treuga Heinrici, c.1, 2, 3) と類似してある。 II 66 § 2 「(平和令) を假る」は多くは Honorius Augustodunensis (1080—1111) が Gemma animae de divinis officiis や他の他に擬るが、同規定の
最後の部分は c. 4 (Treuga Heinrici, c.4) と由来が同一である。 ルートヴィヒは次の通り推測
する。 III 1 § 1 がトマヌ時代は前から既に流布してた慣習が基はない。 600年から III 1 § 2 が II
71 § 3 を補うためにトマヌ以後になつて加えられたもの。 また III 2 は II 66 § 1 の追加規定、 III 3 は II 13 の補遺
である。 これによると規定やハム平和令が範本となつてた。 その点で「ハム平和グループ」に屬する諸箇
条のやう、説明の成つた II 71 § 5 など II 72 § 2 以下のものは、 ルートヴィヒ

モレ || 66から III 3 もやの諸規定の由来についてヤコブ・ルートヴィヒが次の通り指摘する。 II 71 § 1 を除く II 67から II 71 §§ 3, 4 もや、バーナム (聖母) のヨハネ・ラムスヘル・平和令 (1111年9月1日) その後の諸摘要、やなわら c.14, 8 (Treuga Heinrici vom Juli 1224, c.8), 20, 11 (Treuga Heinrici, c.12), 15 号から 21 までがねの類。また II 66 § 1 は
前略書記の c. 1, 2, 3 (Treuga Heinrici, c.1, 2, 3) と類似してある。 II 66 § 2 「(平和令) を假る」は多くは Honorius Augustodunensis (1080—1111) が Gemma animae de divinis officiis や他の他に擬るが、同規定の
最後の部分は c. 4 (Treuga Heinrici, c.4) と由来が同一である。 ルートヴィヒは次の通り推測
する。 III 1 § 1 がトマヌ時代は前から既に流布してた慣習が基はない。 600年から III 1 § 2 が II
71 § 3 を補うためにトマヌ以後になつて加えられたもの。 また III 2 は II 66 § 1 の追加規定、 III 3 は II 13 の補遺
である。 これによると規定やハム平和令が範本となつてた。 その点で「ハム平和グループ」に属する諸箇
条のやう、説明の成つた II 71 § 5 など II 72 § 2 以下のものは、 ルートヴィヒ

説であった。なお城壁を破壊し、その他の損害を与えたのは別の記録による、クヴァニドリンブルク修道院長の封臣・ミニステリアーレン（ホイアーエ伯の一人というのであろう）であり、かれらはマクデブルク・ハルバーシュタット司教座の同輩ともいふ、「誓約された平和を口実」（*pretextu pacis iurato*）⁽⁶²⁾、破壊を行なつたとされてゐる。その後クヴェドリンブルク帝国女子修道院長は、平和破壊者を城に匿まつたなどの罪のゆえに、城から追放された。他方、都市クヴァニドリンブルクはホイアーエ伯によって占拠された。⁽⁶³⁾

当該事件が Ssp. Ldr. における城にたいする手続規定の成立にどのようなかたちで関わつてゐたのであらうか。これについてはモリトール所論は明瞭ではない。ただ、かれの論旨を推し測れば、おそらく、ホイアーエ伯とその仲間の自力救済は、アイケに、この種の事件を裁判手続に服さしめようとするきっかけとなつたということである⁽⁶⁴⁾。モリトールは「クヴァニドリンブルクの争い」が背景をなして、いた可能性のある簡条としてさらに、城の破壊について定める III 66 § 4 ないし III 68 § § 1, 2（これらは、かれによると「公法」、トイアーカウフによれば「帝国とザクセンの身分的秩序」のグループ（III 42—III 82）の中のひとつであつた）をあげる。これについては、右と同じような意味で、クヴァニドリンブルク事件を教訓にアイケは、城の破壊を判決に基づかしめようとしたものといえようか。なおクヴァニドリンブルクの争いとの関連から離れるが、貴族による自力救済と並んで、農民による暴力、すなわち城の包囲とその打ち壊しがアイケにとって不法と映つていて、これをかれは裁判手続に服せしめようとしたということとは、既述 II 71 § 5 や II 72 § 1 の辺りから推測できぬのであらうか。

モリトールがこのような事件に注意を払つた所以は、Ssp. の成立年をめぐるかれの所論に關係している。すなわちかれは、同法書の成立を「十三世紀の第二十年および第三十年」に求めるのであるが、Ssp. 全体についてはこれ以上に精確な成立年を確定することは、不可能とする。⁽⁶⁵⁾ ところが、Ssp. の諸箇条には——とくにラント法についてい

えることだが——反復が見受けられ、またそれには比較的長い時期に渡りアイケによって手が入れられ補足がなされており、いずれにせよ、*Ssp.* は起草の上で相当長期におよぶ諸段階を経ていたからである。したがって、むしろ重要なのは、*Ssp.* の個々の規定の成立を問題とする」とであり、個々の箇条の誕生に契機となつた特定の事情を、もつと考えて見る必要があると、うるのである。⁽⁶⁵⁾

モリトールのこのような所論を受けて、一二二三年事件の起きた所以を僅かでもよく理解するために以下、クヴェドリンブルク小史を幾らか跡づけてみよう。その過程で、当該事件そのものについても、判明しているところを多少とも摘記することになるやあらう。⁽⁶⁶⁾

ハルツ山脈北の丘陵地、Burgberg Quedlinburg の上にひとつの王城が建立されたのは、ザクセンのリュドルフ・インガ一家国王ハインリッヒ一世（九一九—九三三）によつてであり、九二一年のことであった。スラブ民族にたいする防衛組織の一環としてであつた。ハインリッヒ王没後九三六／九三七年に王妃マティルダ（Mathilde (890—968)）の協力を得て、新王オットー一世（九三六—九七三）はその土地に、すなわち城の置かれた場所に城と並べて Kanonissenstift St.Servatius を設立し、マティルダが九三六年から三十年間このクヴェドリンブルク帝國女子修道院院長の地位に就いた。ハインリッヒとマティルダは当修道院に埋葬された。次にその職を襲つたのが彼女の孫（オットー一世の娘 Mathilde）で、九六六年から九九九年にかけてのことであつた。第三代院長は彼女の姪（オットー一世（九六一—九八三）の娘 Adelheid）であった（九九九—一〇四五）。その後は、ザリエル家ハインリッヒ三世（一〇三九—一〇五〇）の娘、ベアトリック（一〇四五—一〇六一）およびアーテルハイド（一〇六一—一〇九五）が院長職に就いた。ハインリッヒ四世（一〇五六—一〇六）が自分の妹 Adelheid をクヴェドリンブルク女子修道院長に就けた（一〇六三—一〇九五）のは、クヴェドリンブルクをハルツ地方における新しい城組織の主たる拠点として確保するところだといふ

説以外に、ザクセン貴族の暴動に備える手段がなかつたからであつた。いずれにせよ、修道院長は王家の子女がなり、

後代、諸侯・グライフ家から出た。

論

九九四年オットー三世（九八三—一〇〇一）は、城の保護の下、市場に定住して來た商人のために特權状（Markt-, Münz- u. Zollprivileg）を当修道院に宛てて賦与した。以後当院は様々の特権を取得し、これがやがて都市クヴァーレリ・アブルクの形成と發展とにとって大きな意義を有することとなつた。こうして十、十一世紀にクヴァーレリ・アルク女子修道院はひらく拡つた領地を支配し、ザクセン王家による保護の下に、St. Gallen, Gandersheim, Reichenau, Hersfeld 並ぶ文化的一大中心拠点となつた。ヘルバーシュタット司教座支配から離脱したのも、これに導いた。

この間、当初の城は次第に修道院に押され氣味になり、軍事施設たるの意義を失つていった。

城地は、丘陵平坦地にあつてほぼ卵型に縁取られた外壁の中、広大な敷地の上に拡つていたが、十二世紀には既に内隔壁（内壁）の建造によつて一層堅固なものとなつた。城領域は三部分からなり、その東西の部分にはそれぞれ衛兵宿舎と住居・居館とが配され、中央部分は、Stiftskirche（これは、一度一〇一一年に完成し奉納されたが、一〇七〇年に焼失し、その後から再建に付され一一二九年は成就した）が建つ。城はしたがつて全体として Klosterburg と称し得るものであつた。他方、城山の麓に位置した市場地から次第に都市が生成される。先ず Marktkirche St. Benedictus を中心とする市場地からは、商人と手工業者が主として住む市街（旧市）が誕生し、一一七九年には既に市壁が知られてゐる。

十二世紀にはそれに接して東方に、Marktkirche St. Nikolai 周囲の市場地から、主に農耕市民が居住する新市街が生まれ、以後それぞれが独自の共同体を發展させ、ようやく一三三七年になつて一つの都市行政に服した。いずれにせよクヴァーレリ・アブルク市は、帝国女子修道院長のランデスヘルシナフトの下に置かれていたことに変わりはない。

かくて、修道院フォーケル（Stiftsvogt）は当修道院設立当初以後、ザクセン王家がなり、これが直接その職を支配

するが、後代は代理者にそれが委譲されたかしたが、ハインリッヒ1世(1001—1014)の死没によりリューネルファンガ一家が断絶した後は、当家の手を離れた。以後フォークト職は土地の豪族に渡った。その1つは Grafen von Anhalt の名が挙げられる。これにせよ、一一八〇年から一二三七年の間にかけて、わが Grafen von Falkenstein がバルツ山中 Selketal に築えたアルケンシヨタイン城からクヴァニエンブルク修道院フォークト職を行使した。同様な例として当クヴァニエンブルク近隣のゲルンロー女子修道院 (Damenstift Gerrode) の保護フォークと Grafen von Ballenstedt が挙げられる。この帝国修道院は元来は、ヘルバーダー流域に十世紀前期ザクセン諸王より設置された辺境伯領の辺境伯 Gero の手で九六〇年ころ設立され、広大な領地を得たが、まあなく国王の保護下に入った。Gero は九六年死ぬが、ナイツ東部スラブ民族のクリスト教化に著しい貢献を果たすことはなるマクデブルク大司教座が創設されたのは、恰もその三年後九六年のことであった。ヴィンフリート・トウルーゼンによれば⁽¹⁾、このマクデブルクの司教座聖堂付属学校こそは、後世アイケ・ファン・レブゴウの修業場所となるといふのである。おおにクヴァニエンブルクはこのマクデブルクとハルバーシヨタイン間の領域中に位置を占め、しかもこの領域いそは、後世アイケ・ファン・レブゴウの修業場所となつてしくのである。これはともかくとして、この間クヴァニエンブルクの商人およびシナフは、修道院支配からの自立を志向した(帝国直属たるんとする都市の試みは、一四七七年修道院長 Hedwig von Sachsen (1458—1511) によって挫折させられた)。このような都市の動きに直面して、自らの権利を防御するため修道院長はフォークトに頼った。しかしフォークトは勃興する都市民にたいして修道院を守護する一方で、修道院から権利の多くを奪い取った。都市は都市で一貫してフォークトにたいし抵抗線を張った。こうして、女子修道院、都市、そして、時として「盜賊伯 (Raubgraf)」に早変わりするフォークト、といふ三者の間で確執が続いた。このような中で、しかも王権が勢力を失つていく中で、

説 論 クヴァニエリンブルク修道院は結局、周囲の有力領邦君主の保護下に入らざるを得なくなつた。この問題とする、前述ボイラー・フラン・ファンケンシュタイン伯の一二一三年事件が起きたのもまだ、右の二年後、三者間の確執という状況下においてである。この事件を最もよく報じてゐると思われるのは、Chronicon Montis Sereni であり、「れにふれせば、三者間の確執は大略次のようにあらわれ」とある。

クヴァニエリンブルクの修道院長 Sophia („filia Friderici comitis de Breue“) は「有害な人間や盜賊団 (malignos et latrocinantes)」をくわ『エリンブルク城に集る、かれらに修道院を守護せらるため』と口実下に、塔や館に住むわせだ。しかるに、かれらは日々城から襲撃を企てラントの平和を乱した。他方子でからクヴァニエリンブルク市のトマクタイを伯ホイナー・ファン・ファルケンシュタインと争っていた修道院長は、有力市民たちが都市を伯に委ねようとしているとの疑惑を抱き、かれらを捕え牢に入れた。そして彼女は、修道院院長への忠誠の担保としてかれらの息子たちを人質に取ることを代償に、かれらを解き放った。息子たちの多くは死の危険に晒された。このような状況下、ノルトハウゼン宮廷 (これは一二一三年七月から九月にかけて開かれた) のハインリッヒ (七世) は、「おみに、ハルケンシュタイン伯は „Heinricus comes Ascarie“ やその他の多くの貴族、ニステリアーノヘン、總長の横暴にたいし訴えを提起した。しかし、人質に取られ死んだ息子たちの父兄衆は「叫喚告知といふ」 (cum clamore vulgari)」訴え、院長の犯罪にたいして、正しい裁判を要求した。この宮廷には、かの院長は出頭しなかつた。直ぐ続いて国王は、エガーの宮廷を召集し、ソロード (一二一四年十一月十四日) Sophia は、クヴァニエリンブルク修道院長の地位・権力を剥奪された。

その後、彼女がローマ教皇座からの命令を受けた尋問官の手に委ねられ、その取り調べの結果、今後他の修道院長の地位に就くことの能わざとの判定が下された。新クヴァニエリンブルク修道院長には同修道院の院長代理であつた、

元ハルバーシュタット司教コンラッジの妹 Bertrada が選ばれた。以上概略紹介した記事には、ファルケンシュタイン伯による城への襲撃については全く述べられていない。おやふく、右述のように、院長 Sophia が城に騎士たちを集め、ホイアーベルや都市の勢力にたいして城の守りを固めた以後のことである。いずれにせよ、このよだな騎士たちが盜賊に早変わりした様子が読み取れよう。

さて、アイケはザクセンシュピーゲル・序文で既述（前節）の如く「この作品に混ざるものとしたがる者」は神の前に睨まれるべしと警告していたが、その直ぐ後に続けて次のように述べてゐる。「これは、わたしが長らく思案して神によつてまとめる上げたものである」と。アイケが scholastisch-kanonistische Gedankenwelt の影響を受けたことを強調するトゥルーゼンばこの文言をとくに取り上げ、アイケの仕事は「文献に基づいて (literarisch)」⁽⁷³⁾ おらず本質的に「記憶 (Gedächtnis)」によつて「いた」と注意を向ける。他方、アイケの右文言と関連するが、トゥルーゼンによると、アイケはその著書の中で「現代史 (Zeigeschichte)」に関わることを意識的に避けた。当時起つていたシュタウフ家フリップ・ファン・シュヴァーベン (一一九八—一二〇八)・カールフーン家オットー四世 (一一九八—一二一八) 間の王位継承の争い——これが、アイケの土地ザクセンにおいても演じられた——に関しては、ザクセンシュピーゲルには一切述べられない。

にもかかわらず、少なくとも城にたいする手続について、これが「一一一九一一四年北ドイツ現代史の諸事件」（モリトール）の経過と全く関連がないとは言いきれないと思われる。アイケの祖父 Eckhart および父 Friedrich は、ハレ近郊に建つ、マクデブルク大司教座所有の城 Giebichenstein (= „castrenses“ (Burghauptleute) であったと記されている (マックハベス)。ここからアイケが獲得し得たはずの経験・知識は、城手続の諸箇条に表明されてしまはないであろうが。もちろん、おおよそ Ssp. の個々の規定の成立について、何らかの外的状況がその契機となつて

説たかむらかば、中古ノーヴル由来も認爲ぬれりて、詔勅の極るい困難だ、如何にせば聖母は人間の可能性の外やうにいたせられを指揮すにあがたかいたのである。

論

- (53) E. Molitor, Der Gedankengang des Sachsenpiegels, Beiträge zu seiner Entstehung, ZRG (GA) 65(1947), S. 39
(Ann.24)

- (54) G. Theuerkauf (FN10), S. 130 (Ann. 40, 41). おじやめのたゞ、G. Theuerkauf (FN10), S. 132-3 の所謂したが
トヤト・メイターカウトの半腰やSsp. の腰袋の腰袋部の腰袋介やれば次第はやうだ。トヤトのSsp. は「大あく
111の腰袋がふなる。」れば、「從來考えられて来たはや」、かへと法・トヤトの腰袋は「腰袋が
金体として、わざと大きな連因の中に挿し込まれてゐるやうだ。」トヤト・メイターカウトは、Ssp. の第一部、「ハッ
マ・婚姻」裁判の諸秩序における自由人」はTextus prologi など Ldr. III 42番などを読み、「トヤトかぬなり、次第や第
111組 (トヤト腰袋の腰袋) は Ldr. III 42は腰袋か Ldr. 78 § 1 は終わつてトヤト腰袋がひだるやうだ。Ssp. 全体
の腰袋は Vorrede in Reimpalten (Vers 97-280) ある Prologus がひだるやうだ。」の腰袋は Ldr. 78 § 2, 3 が丘の
レシテ。このセハモドレ、Lehrn. 1-78 § 1 はトヤトの「腰袋」は「腰袋」で、Ssp. の第一組を構成する「腰袋」が
「トヤト腰袋」である。トヤト腰袋は「トヤト腰袋」、即ち「トヤト腰袋」の「トヤト腰袋」K. Kroeschell Deutsche Rechtsge-
schichte, I (1972), S. 252-3 附註。
- (55) Neue deutsche Biographie, 9. Bd. (1972), S. 601/2 (L. Weinrich).
- (56) H.v.Volpert, Ein Beitrag zur Quellenkunde des Sachsenpiegels Landrecht, ZRG (GA) 58 (1938), S. 557-9.
- (57) E.Molitor (FN 54), S. 41, 42 (Ann. 30, 31, 32). と異なる腰袋は「トヤト腰袋」 L. Weiland, Sächsischer Land-
friede aus der Zeit Friedrichs II. und die sog. Treuga Heinrici regis, ZKG (GA) 8 (1887), S. 100 (Ann. 12).
- (58) E. Molitor (FN 54), S. 41 (Ann.29).
- (59) 沢山トヤト腰袋の腰袋は「トヤト腰袋」、即ち、Vers 261-280 の腰袋は「トヤト腰袋」、トヤト
腰袋は「トヤト腰袋」 Vers 97-260 は「トヤト腰袋」の腰袋を「トヤト腰袋」人称の「トヤト」や「トヤト
腰袋」の腰袋を「トヤト腰袋」人称の「トヤト」や「トヤト腰袋」人称の「トヤト」や「トヤト腰袋」

- (he)」を書いたのが最初である。アーヴィングは「ホーリー・チャーチの「神父」がトマス・ベケット・ド・ラムセイの名前を冠して書かれた。他の「神父」「トマス」「トマス」が何者か「くわ」(herren)」と書かれてゐる。約翰・オーフォード、モートン伯爵がトマスの封主であることが記載される。(Eckhardt (FN 65)) これが「トマス・グラフ・ヘンリヒ・冯・アンハルト・ビーナウト・ラムゼー」(トマス・グラフ・ヘンリヒ・冯・アンハルト・ラムゼー) Edelfreie が放逐された(Kroeschell (FN 64), S. 354, 1148)。トマスは「トマス」か他の名前が知られており、1110年代から1111年(西暦)にかけて、トマスはラムゼー伯爵の領地に隸属する。
- (W. Mollenberg (FN 64), S. 24-6; A. Ignor (FN 11), S. 325-30)。
- (65) Die sächsische Weltchronik, c. 364 (MG. Deutsche Chroniken u. andere Gerichtsbücher des Mittelalters, II (1877) S.243).
- (66) MG. Epistolae sacrae XI e regestis Pontificum Romanorum, Tomus I (1883), p. 184 (no. 258).
- (67) MG. Script. XIV (1883), Gesta Archiepiscoporum Magdeburgensis, p.418.
- (68) 新羅書生立場記録書類等の整理 W. Mollenberg, Eike von Repgow und seine Zeit (1934), S. 31; H. Ch. Hirsch (FN 12), S. 10, Ann. 1; K. A. Eckhardt, Sachsen-Spiegel Lehrrecht, S. 142; K. Kroeschell, Rechtsaufzeichnung und Rechtswirklichkeit: Das Beispiel des Sachsen-Spiegels, V. u. F. 24 (1977), S. 354 (Ann. 41); M. Menzel, Die sächsische Weltchronik, 1985, S. 93 (Ann. 296) おおむね、トマスの封地はラムゼー伯爵のものである。K. A. Eckhardt, Rechtshistorischen Studien IV. Eicke von Repgow und Hoyer von Valkenstein (1966) が解説している。
- (69) W. Mollenberg (Fn 64), S. 31 によれば、トマスはシナクタマノロジセ scholasticus が性格で、しかしエリック修道院付立派のやうな性格である。
- (70) E. Moltor (FN 54), S. 48.
- (71) H. Mitteis-H. Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 17.Aufl. (1985), S. 286 は、アーヴィング所著の註田

スル。Ssp. の資料は 1111 年—1111 年と比較的余裕をもつて推定して、即ち、11 世紀後半から 12 世紀初頭にかけての「アーチャー・ラーニング」『世界名著大事典』(1960) 197 頁が参考。

(8) ポーランドが、翌年次の年の夏頃には R. Lieberwirth (FN 11), S. 12; W. Braunfels, Die Kunst im Heiligen Römischen Reich III (Reichsstädte, Grafschaften, Reichsklöster), 1981, S. 411-412; H. Rössler/G. Franz (Hg.) (FN 23), Bd. II, S. 95; Brockhaus Enzyklopädie, 17. Aufl., Bd. 15 (1972), S. 315.

(9) Vgl. K.-U. Jäschke, Burgenbau und Landesverteidigung um 900 (1975), S. 18ff.

(10) 「中世纪初期ヨーロッパの城の復元図」 W. Braunfels (FN 68), S. 11 に掲載される。便宜である。

(11) W. Trusen (FN 11), S. 13 (Anm. 4, 5, 6). 例へ E. Rosenstock, Die Verdeutschung des Sachsenpiegels, ZRG(GA) 37 (1916), S. 499 (Anm. 8) にて多くの修業地をヘルツベルク、ムルトブルク、レーデバウム等。

(12) MG. Script. XXIII (1874), p. 211-2. たゞ、本文献、並ろに前項 (6) (8) (9) の諸文獻の採用はしたが、福岡大学史料室 野田龍一氏が心配力を認めた。既に感想を述べ上げる。

(13) W. Trusen (FN 11), S. 16.

(14) W. Trusen (FN 11), S. 13 (Anm. 6) によると K. Bosl/G. Franz/H. H. Hofmann (Hg.), Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte, 2. Aufl., Bd. II (1974), Sp. 2301 (Repchow, Eike von) は誤記。

七

云々 云々 Ssp. Ldr. II 72 § 1 (II) • II 72 §§ 2, 3, 4, 5 (II) • III 66 § 4; III 67; III 68 §§ 1, 2 (II) の諸規定を中心とする「アーチャー・ラーニング」の成立事情は、既述したように前項の II 11 項述の如く、10 世纪後半から 11 世纪初頭の間で、主として、ノルマン諸侯の成立事情に因して多少の指摘を行なつてある (K)。

トイケ・ラーニング・ラーニング、城壁の「井戸」(「城の諸侯の井戸」(III 8)) の存在をもとに注意を喚起した。か

これが城手続の三態様を説くのは、いの「城の平和」が基調にあった。

訴訟手続において、城は独立的法的人格の所有者として取り扱われていた。II 728 1 では、城が強盗犯の相手としての責を問われるとき、城主（もしくは城臣の一人）は聖遺物宣誓による雪冤の証明を行なうが、これに失敗すると城主のみならず、城そのものが罪に陥った。なおい)では、雪冤は城主の単独宣誓で済んだ (Dsp. 196^{め回り}) が、Schw.-Sp. Ldr. やせ、「自分とも二人でもいい (selbe dritte)」行わねばならなかつた (253c (G208))^o。いの「三人手続」は Ssp. にせよもしく由来しない。けだし南北イタリアでは、それは既に、皇帝フリードリッヒ二世がレーヴェンスブルク市のために発行した、一一三〇年九月四日付特權状に知られてゐる。⁽¹⁶⁾ すなわち、これによれば、市民の家の中でも（もしくは家を起点にして）殺害事件が起き、あるいは家中に被追放者が匿されたときは、家人・犯罪者以外に当該家そのものも有罪となり、破壊されるべきとされた。ただ、証明手続では被告が雪冤宣誓をなすことができ、かれは「自分とも三人で (tertia manus)」これを行ない得た。いの場合、宣誓補助者一人は、被告自身が連れてくることができる（おやじく原告もしくは都市当局によつて）「指定された者 (denominati)」たる必要があつた。⁽¹⁷⁾

以上のようだ。II 728 2 はもひばる被告の雪冤宣誓を定め、原告による断罪証明には触れていない。これにたいして、「叫喚告知」をもつて手続が開始される意味で、現行犯手続との繋がりを示す、II 728 1 (Dsp. 195) には、「七人による手続」が知られる。ここでは原告は、城、および城居住者にたいして断罪手続を取り得る余地があつた。なお、Schw.-Sp. Ldr. には、現行犯手続を構成するものとしての、いののような特殊の「叫喚告知」・「七人による手続」は維持される（つたがつて、II 728 1 の部分に相当する箇条が見出されない）、一般的な「トーベル手続」——いのには、Ssp. の意味の「地方的追放」と「トーベル」とはひとつのことではない——が出現する。

Ssp. においては、一般に、家の破壊は強姦事件の場合以外には許されなかつた (III 1 § 1)^o。いやれば、城が判決

によつてであるが、破壊に附された（III 68 § 1）と、「らふらむ」のことが、城の特殊な態様と関係していたのが、ほ
か疑いがない。確かに Ssp. Ldr. いかなる場合に、すなわち、ふのような犯罪事件について城の破壊が起きたかは、
明瞭には述べられていない。これに関して多少手掛かりを与えてくれる III 78 § 4 にも、城の破壊は「犯罪（un-
gerichte）」として生じたことしか分からぬ。しかし、右のように、城の破壊が城の特殊な態様と関係していたこ
とを顧慮すると、城が「盜賊騎士の巣」として悪評を蒙つていたことが、城の破壊に結びついたものと叫ばれる。
Spp.-Sp. Ldr. G 207, 5 は既述の如く、また Ssp. Ldr. II 71 § 4 に關係する簡条であるが、または、「ハムト」
トウト「有害な（dem Lande schädlich）」城（そして都市）の觀念が表明されている。

以上の城にたいする手続の三態様の根底には、繰り返しいうが、「城の平和」思想が働いていた。しかもアイケは、
これを時代の通念に相違して強調し、裁判手続の重要性を訴えた。時代の通念は、城を構成する封建騎士が相互
に戦う」とあるといえども、このことによってかれらが平和を破るということにはならない。けだし、城は防御施
設を有し武装集団を抱える——封建的城——という、まさにそのことのために、城の所屬者は自力救済（フューテ）
には頼ることはあるが、城そのものが、恰も破つたり破られたりするが如き平和をもつとすることはないからである
。このような時代の通念は、まさにアイケが眼前に見た「クヴァントリンブルクの争い」に働いていたであろう。

トイケは、これに反して、城に抱つた封建關係が「誓約された平和」の關係たるとを説き、この平和の破壊は忠
誠違反として、同時に、「首におよぶ」犯罪として（III 9 § 2）、裁かれるべきことを示した。トイケの命題たる「城
と諸侯の平和」は、マクダブルク＝ヘルバーシ＝タット領域に展開していた領邦支配権の形成・都市勢力の台頭とい
う時代過程にたいする一つのアンチテーゼではなかつたらうか。

(75) ハイケ、スルツゼン Ssp. はおおむね「平和の誓心」の問題だ。石川武前注（14）（24）語文（やがやか）八頁、一三六頁）中でわざわざ中心語トーマスのアレハンドロ・ダ・ラ・モラーノによれば、

(76) H. G. Gengler, Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, 1866, S. 373 (§ 2).

(77) 田山、指摘が御殿門領を懸け、「（人）平和」は賠償責任などではないが、都市は「誓約された平和が行われていらん」と（Si vero cives pacem servare juraverunt）」と誓ひた。さればたゞし都市は平和が誓約されてしたじ期間中は、被告は單独の損害で落まやしんがやめれ。」とのふうだ。平和期間中は被告による宣誓の方式にて制約が課せられ、この意味で罰金が一層困難にならんのが分かる。

故宮内竹和先生には、筆者の赴任以来、とりわけ内地研究および留学にあたっては研究上数々の厚情を賜った。本小稿は誠に拙く忸怩たる思いであるが、先生の御靈前に捧げ、あわせて、御遺族の多幸を心からお祈り申し上げる。

（一九八八年六月二十六日）